

昭和六年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調查報告

第八輯

兵
庫
縣

○正誤表

凡例	頁	行	誤	正
一	一	十五	小川村村長佐藤	小川村村長依藤
二	二	八	垂水町長	垂水町助役
三	三	一	御下地者爲	御下地者雖爲
四	四	十三	右者	右志者
五	五	三	頭光のケ獄	頭光ケ獄
六	六	四、五	信づる	信ずる
七	七	十五	圖版第廿二ノ二	圖版第廿一ノ二
八	八	七	和坂地藏堂	增福寺和坂地藏堂
九	九	十四	圖版第廿五、六	圖版第廿四、五
一〇	一〇	十	判讀	判讀
一一	一一	十三	運賃云々	運賃運助云々
一二	一二	十六	閉ぢる	閉ぢる
一三	一三	九	玲岩	玲岩
一四	一四	五	運ふ	運ふ
一五	一五	一七	記念物	記念物
一六	一六	八	湛へ	湛え
一七	一七	八	歐穴	歐穴
一八	一八	十八	石龜寺堂	石龜寺藏
一九	一九	十一	辨	辨
二〇	二〇	下右	歐穴	歐穴
二一	二一	(一)	圖版第廿八	圖版第廿八

凡 例

一、本輯收むるところは昭和五年度の調査にかゝるものを主とし、これに前年度の調査報告に載録することの出来なかつたものを加へた。

一、本年度の調査概要を記すと、先づ史蹟に關しては夏季合同調査として委員吉井太郎、同魚澄惣五郎、囑託武藤誠の三氏が縣社寺課須賀一氏と共に、昭和五年八月加東郡清水寺、多紀郡車塚、橿岩窓神社及び氷上郡八幡神社、乘寶寺、達身寺、高源寺、石龜寺等に出張し、その地の主なるものに就いて實査した。次いで同年十一月明石郡垂水町歌敷山古墳の發掘調査を數日に亘つて試みたが、この際主として京都帝國大學文學部講師梅原末治氏の勞を煩した。その他吉井委員は別に有馬郡香下寺、鎬射寺を踏査し、また武藤囑託は揖保郡瓢塚古墳、加東郡廢寺趾、加西郡玉丘古墳に出張實査するところがあつた。而して天然記念物に關しては委員山鳥吉五郎、松本從之兩氏が、城崎郡餘部鎧の海岸、美方郡兎和野原、宍粟郡鍋ヶ森甌穴、美囊郡志染村光藻、印南郡平莊村光藻等の調査に従ひ、それら踏査するところがあつた。

一、本輯に收録せるもの、調査に當つて、關係市町村學校長その他から公私便宜を興へられたことが尠くない。氷上郡柏原町長宮垣幸吉、同郡小川村村長佐藤源右衛門、同村助役廣

瀬平三郎、清水寺住職清水谷善照、柏原八幡神社千種宜夫、石龜寺住職堀井隆澄、櫛石窓神社萩野幸之助、柏原町藤井節太郎、餘部村長小林義亮、同村收入役前川平治郎、同村書記北村仙一、吉村光治、山崎順造、鑑區長永生平太郎、野崎村下原爲太郎、松井文造、門脇仁兵衛、山根安太郎、村岡町收入役松村禎太郎、同町小學校訓導中島雄三、八田小學校長田村甚藏、千種村鍋ヶ森區長龜井孫四郎、同村田中銀藏、千種第一小學校訓導大久保虎雄、同第二小學校春名常盤、志深村小學校訓導長谷川英雄、平莊村門野茂一の諸氏、また兎和野原「れんげつ、じ」の彩色圖に就いては、畫家白川一夫氏等から、調査上諸種の便宜を與へられたことを深謝したい。殊に歌敷山古墳調査に關しては、垂水町長櫻井幸三郎氏を始め、同町役場諸氏の厚意を受け、調査研究上には前記梅原末治、京城帝國大學助教藤田亮策氏、京都帝國大學文學部學生諸氏の援助を得たことには特に記して感謝する次第である。

昭和六年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告

第八輯

調査項目
史蹟

明石郡	第一 垂水歌敷山古墳……………	一頁
加東郡	第二 御嶽山清水寺……………	七
氷上郡	第三 柏原八幡神社……………	四
	第四 石龜寺……………	五
多紀郡	第五 櫛石窓神社……………	六

名勝



K.291.64
10
8

城崎郡

第一 鎧及餘部附近の海岸……………

六七

美方郡

第二 兔和野ヶ原……………

六二

天然紀念物

第一 兵庫縣下に於ける光藻の發生地……………

九五

宍粟郡

第二 鍋ヶ森歐穴……………

九六

城崎郡

第三 岡壺歐穴……………

一〇一

附「うなぎ壺」

挿圖目次

第一圖 古墳所在地附近地形圖（陸軍測量部五萬分ノ一圖分載）……………

三頁

第二圖 東古墳埴輪圓筒列の一部……………

六

第三圖 歌敷山古墳發見埴輪圓筒圖……………

一四

第四圖 五色塚發見緒附圓筒片……………

一五

第五圖 蓋形埴輪形狀圖……………

一六

第六圖 歌敷山古墳出土遺物測圖……………

一八

第七圖 西古墳發見赤燒土器圖……………

二三

第八圖 清水寺附近地形圖（陸軍測量部地圖分載）……………

二七

第九圖 祈禱卷數請文（清水寺藏）……………

三六

第一〇圖 赤松則裕奉加狀（同上）……………

三七

第一一圖 柏原町附近地形圖（陸軍測量部五萬分ノ一圖分載）……………

四一

第一二圖 柏原八幡神社鐘銘……………

五三

第一三圖 同 上……………

五四

第一四圖 石龜寺附近地圖（陸軍測量部地圖分載）……………

五五

第一五圖 梵字兩界曼荼羅版本銘文……………

六六

第一六圖	梵字胎藏界曼荼羅	七
第一七圖	和田坂地藏堂鑿口(拓本)(石龕寺藏)	六
第一八圖	櫛石窓神社附近地形圖(陸軍測量部地圖分載)	七
第一九圖	櫛石窓神社々殿	七
第二〇圖	同 境内靈岩	八〇
第二一圖	鍛餘部地方の海岸圖	六七
第二二圖	眠鏡島の二孔	八八
第二三圖	辨天洞門	八九
第二四圖	辨天洞窟	八九
第二五圖	岩燕洞門	九〇
第二六圖	釜口洞窟	九〇
第二七圖	鬼和野ヶ原附近地形圖(陸軍測量部地圖分載)	九二
第二八圖	志染村字岩屋金水の洞窟	九三
第二九圖	(一)光藻(二)同上鞭毛ヲ有スルモノ	九七
第三〇圖	鍋ヶ森附近地形圖(陸軍測量部五萬分ノ一圖分載)	九八
第三一圖	餘部村附近地形圖(陸軍測量部五萬分ノ一圖分載)	一〇三
第三二圖	岡壺附近測圖	一〇四
第三三圖	うなぎ壺測圖	一〇五

圖版目次

第一	垂水歌敷山東古墳外形實測圖
第二	(一) 南方より望める歌敷山東古墳 (二) 歌敷山東古墳發掘作業
第三	垂水歌敷山古墳埴輪圓筒列測圖
第四	(一) 歌敷山東古墳封土上部の埴輪圓筒 (二) 粘土槲上部の封土中に埋没せる蓋形埴輪片
第五	(一) 歌敷山東古墳粘土槲の檢出 (二) 同 上 粘土槲中央の陷沒部
第六	垂水歌敷山東古墳粘土槲測圖
第七	(一) 東古墳粘土槲の一部に遺存の鐵器 (二) 東古墳粘土槲中央切斷面
第八	垂水歌敷山古墳外形實測圖
第九	(一) 歌敷山古墳(南方よりの近景) (二) 封土頂部北東隅の埴輪圓筒列
第一〇	(一) 西古墳粘土槲一部の顯現

- 第一一 粘土柳内發見の鐵刀 (二)
- 第一二 垂水歌敷山西古墳粘土柳測圖 (一)
- 第一三 西古墳粘土柳南半部 (二)
- 第一四 西古墳粘土柳北半部 (二)
- 第一五 清水寺境内 (根本中堂より多寶塔を望む) (一)
- 第一六 赤松氏範墓 (二)
- 第一七 金銅聖觀音像 (正面) (清水寺安置) (一)
- 第一八 同 (側面) (二)
- 第一九 清水寺四至榜示圖 (清水寺藏) (一)
- 第二〇 清水寺古繪圖 (同上) (二)
- 第二一 天王寺伶人勤仕人數交名注文 (同上) (一)
- 第二二 赤松圓心舉狀 (同上) (二)
- 第二三 清水寺衆徒申狀案 (同上) (一)
- 第二四 春屋妙葩寄進狀 (同上) (二)
- 第二五 柏原八幡神社殿 (上)
- 第二六 同 鐘 (下)
- 第二七 僧澄運奉加帳並びに奥書 (柏原八幡神社藏) (一)

- 第二八 堀尾茂助寄進狀 (二) (同上)
- 第二九 大威徳院陀羅尼經(卷十六) (乘寶寺藏) (一)
- 第三〇 法華經卷第八 (二) (同上)
- 第三一 石籠寺境内一部 (一)
- 第三二 足利尊氏御教書 (二) (石籠寺藏)
- 第三三 石籠寺扁額 (傳小野道風筆) (一) (同上)
- 第三四 石籠寺町石 (二)
- 第三五 同 上 (應永六年在銘) (二)
- 第三六 金剛力士像 (東側) (一) (石籠寺山門安置)
- 第三七 同 (西側) (二) (同上)
- 第三八 金剛力士像上半部 (東側) (一)
- 第三九 同 (西側) (二)
- 第四〇 兔和野原全景 (一)
- 第四一 兔和野原産躑躅 (二)
- 第四二 兔和野原原産「れんげつゝゝじ」の變異 (三色版) (一)
- 第四三 鍋ヶ森歐穴所在地 (二)
- 第四四 岡 壺 (二)

史

蹟

同	囑	同	同	同	史蹟調査委員
					魚澄惣五郎
	託				辰馬悦藏
					中村直勝
					吉井太郎
					武藤誠
					太田陸郎

明石郡

第一 垂水歌敷山古墳の調査

一 序 記

〔圖版第一——第十二〕

明石郡垂水町西垂水小字歌敷山の地域に二個の古墳がある。其の位置は宏壯な五色塚古墳の西約五百米突にあつて、近く東西に相並び、明石海峡を眼下に望む臺地上に營造せられたもの。其の古墳の地點に於いて五色塚古墳と全く軌を一にしてゐる。但し兩者共に圓墳であつて特に著しい類ではなく、爲に封土の一部に埴輪圓筒列の埋没して、其の古式古墳なのを察せしむるものゝあるにもかゝらず、密生の松樹が外形を蔽ふて從來世の注意を惹くことが少かつた。然るに近時神戸市の發展につれて、勝地である此の附近に續々郊外住宅が經營せられる機運に向ひ、本古墳を含む地域また藤井幸夫氏の所有に移つて「歌敷山住宅地」の設計を見るに至り、こゝに墳墓の現状保存を困難とする事情に立ち到つた。で經營者側からの穿開に對する正規の手續が取られ其の筋の許可を得たが、兵庫縣の史蹟名勝天然紀念物調査會では、開鑿して遺跡を削平するに際して學術上の調査を加へ、それを記録上に保存するの案を立て、當事者の同意を得た上、委員文學士魚澄總五郎氏、囑託文學士武藤誠君を通じて私に調査の局に當る様にとの依頼があつた。それは昨昭和五年四五月の交の事である。内地特に畿内附近の古墳墓の發掘

調査は歴代御陵墓の關係や、其他種々の事情から今日なほ頗る實行が困難とせられてゐる際なので、よるこんで御引請けすると共に、此の好機を利用して京都帝國大學史學科古學關係の學生諸君の實地見學に資することにして、同大學濱田教授から其の同意と種々の便宜を興へられることになつた。處が私の露西亞旅行の爲に豫定の八月に調査が出来ないで、やうやく十一月十四日から五日間に亘つて發掘作業を行つて、本編に録するが如き結果を得たのである。私はいま此の報告を草して縣當局の依囑に副ふに當り、親しく作業に參與して調査を分擔して呉れた學生諸君と、當時恰も滯洛中の京城帝國大學助教藤田亮策君が一行に加はつて、指導と援助とにつとめられたことに對して謝意を表すると共に、此の間また種々の便宜を興へられた垂水町助役櫻井幸三郎氏其他の地方人士の好意を特記する次第である。

二 兩古墳の位置と調査前の狀態

攝津の西端から播磨の東部につゞく地帯は前に明石海峽があり、後には低い洪積層の丘陵を負ふて、古來風光明媚の地として知られた須磨や舞子の濱を含み、天下の勝景として其の名が高い。こゝに記述の對象とする二墳藪は、はじめにも記した如く右の地帯中垂水町の西方舞子に近い歌敷山なる海岸に近接した丘陵端に營造せられたものであつて、海峽を挟んで淡路島に對する處、古墳所在地に通有な形勝の位置に屬してゐる。其の詳しい所在地點は第一圖に挿入した陸地測量部の地形圖に譲ることにするが、いま單簡に擧げると、垂水町の西端舞子の濱のかゝりて、山陽道から北に折れて震ヶ丘住宅地に通ずる里道——これは丘陵間に生じた小平地



第一圖 古墳所在地附近地形圖

に作られてゐる——を辿ると、鐵道山陽線の北側約百米突を距て、兵庫電車線路との中間に近く、丘陵の突端部の松林をなす部分がある。それが本二古墳の存する局部地なのである。此の丘陵は他の多くのものと同じく、北方の高い山丘の下に發達した洪積臺地の一で、先端は雨水の侵蝕等から急な下向を示しそこに數個の彎入が見られる。而して二個の墳は相去る三四十米突のその二つの突端を利用して東西に營まれたものに外ならぬ。臺地上は早く開墾して畑となつたが、右の地形の上から塚は傾斜面と共に松林として遺棄せられて、爲に從來墳丘を著しく破壊することがなかつたのである。

此の二古墳の調査以前の狀態は、それを南方の低地から望む場合は別として、臺地の方面からでは封土のあまり顯著なものではなかつた。けれども二者のうち東古墳は墳上の松樹が疎らなものと、墳の臺地に續くクビレ狀地帯に若干の凹所がある爲に墳藪なのを認識するには容易であつて、同部からすると、塚は徑約二十五米突、高さ三米突内外の完好な圓形をして、これが上部の平な處、恰も鏡餅を置いた形に似て、クビレ

部の凹所はそれを繞る濠の一部にも比し得る状を呈してゐた。而して右の隆起部は南側の一部が崩壊して崖状を呈した以外には著しい破壊の部分とはなく、ほゞ形が保存せられてゐた。尤も上邊の東側には、同部を圍繞した埴輪圓筒列を新たに掘り取つた痕が見られ、而もそれが頗る巧妙に行はれた結果として、相つゞく採掘穴から圓筒間の隔りをすら知り得るに近いものであつた。後に直良信夫氏が本古墳發見の埴輪圓筒二個を所持するのを知つて、如上の採掘の氏などの仕事であつたことを察知し得た。

轉じて西古墳を観るに、該地域は松樹の繁茂の爲に、塚に近づくにあらざるよりは其の外形を望み難いもの。加ふるに臺地との間を限るクレビ部の掘り割りも僅少なので、同部からの墳形は東古墳の如く明瞭でない。尤も地形上東、西、南の三方はいづれも低くて、墳の裾がながく延び、こゝに墳形を顯著ならしめてゐて、大さ前者と伯仲の間にある様に見ゆる。然し實際上からは固より前者の整美なのに如かず、大さまたそれに及ばないものである。墳上には松樹の外に雜草があつて、上部の平坦な部分に埴輪片を點在して塚なのを表徴してゐたが、著しき破壊なく完形を保つた状態にあつた。さて吾々の調査は右の如き現状をした古墳に對して次に舉ぐる経過を以て行ふたのである。

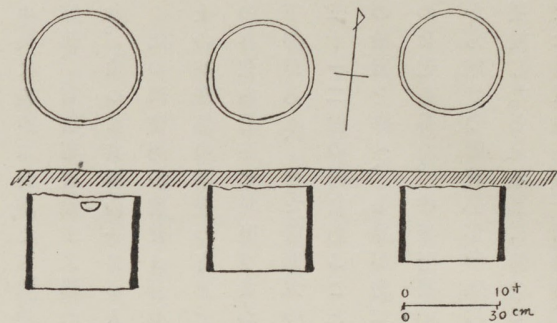
三 發掘調査の経過と其の所見

十一月十四日。午前八時三十三分京都發の汽車で梅原は藤田助教、學生有光敦一、森脇忠雄の兩君と共に出發。神戸驛で武藤誠君と落會ひ、垂水驛下車、五色塚古墳と其の陪塚とを見

學の上十二時過ぎ古墳所在地に到着、金川縣書記、垂水町助役櫻井幸三郎氏の立會で現状を觀察してから、東古墳の外形測量に従つて午後五時を終へ、明日からの發掘の打合せを行ふた上、西垂水の「白藤」旅館に投宿した。

十一月十五日。午前八時から東古墳の調査に着手す。人夫十五人（外に監督一人）を役して、中央に東西二間南北二間半を劃して發掘を始めた。此の日午前に大學院學生の佐藤虎雄、向居淳郎、石垣亮吉の三文學士、學生室賀信夫、三森定男の二君及び、胡、中川、吉田の諸氏來着參加。依つて其等の一半の人員で封土を圍繞した埴輪圓筒列の檢出に従ふ。

此の圓筒列の調査は封土の上縁の東部の圓筒の既掘穴から遺存したものを辿ると共に、封土の基底部の圍繞の有無を檢する爲に東部の傾斜面に幅約一米の溝を穿開した。下部では其の存在の形迹を見出さなかつたが、穿開部の上邊即ち既掘穴に接してほゞ形の見られる圓筒の下部があり、また既掘穴の東端につゞく部分からも下半部の全一個が出現、共に筒の底徑の三十一二種の間にあることを確めたのみならず、それから調査を進めた結果、午前中に東半部の檢出を終へ、是等が約二十種の距たりを以て樹てられて、其の圍繞列の徑約十二八米突あるのを確め得た。午後引續いて西北部の調査を行ひ、其の一個に籬の遺存したものを得、また傍から鱗狀の附着部が游離して發見、如上の所見からして本圓筒には鱗があつてそれが相接して圍繞したと見る事に依つて各圓筒間の距りの二十種内外ある理由が分明する様に思はれた。なほ此の籬のある一個の圓筒の採掘に當つて、内部を埋めた土砂が灰色を帯びて砂利を含むこと



（原梅）部一の列筒圓輪墳古東 圖二第

外側よりもや、著しいことが注意せられた。圓筒列の北部は當時中央發掘部の土砂を運搬するの通路に當つてゐたので調査を遂行し得なかつたが、如上の部分の圓筒の圍繞は極めて正しい配列を取つてゐるから、それからほゞ全體の數をも算出し得ると考へられた。で調査をとめていま一度封土の麓の圓筒列の有無を確める可く、新たに西側に幅一米弱の溝を作つて調査した。事に當つた三森君並に參加の縣囑託太田陸郎氏は其の中邊で埴輪の小破片二三を得たので、左右に擴げて檢したが、該破片は游離物と覺しく、遂に他に得る處なくかくて本古墳の圓筒圍繞の封土の上邊に一例であつた事を極めて四時二十分それを終へた。

さて中央部の發掘は武藤君作業を督して進行したが、表土二十種内外の黒灰色の腐植土を除くと赤褐色の砂利を混じた土で、割合に軟くて發掘が容易く、午後一時には表面下既に六十種近くに達した。同一時四十分五分に發掘穴の西に偏存して、深さ一米弱の部位に粘土層の存在を認めたと穴を更に西に掘り擴げることにした。此の部分の封土採掘中に二群となつて異形の埴輪片を發見したが、其の後者は蓋と推定せられるもので、表面下十種乃至三十種の間に散在し器形の半を存して、封土

中央部の南邊に樹てたことを察せしむるものがあつた（後になつて其の位置が粘土柳南端の直上なことが確められた）。午後四時前後に至つて粘土部が北東から南西に長く亘つて、こゝに墳主體の粘土を以て形成せられてゐることが明となつたので、同部の精査を翌日に譲つて作業を中止した。此の日發掘作業中なほ三四ヶ所で埴輪片を得たが孰れも游離した小片の介在と見るべきものに過ぎなかつた。

此の日調査參加者の他の一半即ち石垣、有光、室賀の三君は藤田助教の指示の下に西古墳の外形の實測に従事して夕刻これを終へた。而して作業中同古墳に於ける圓筒圍繞が基部に於けるほゞ形の見られる一個の檢出から、單に上邊のみでなく、同部にも存在したらしく察せられることが注意に上つた。前日同様「白藤」宿泊

十一月十六日。午前八時から作業をはじめ前日同様二組となつて調査を繼續した。東古墳は人夫六人（後三人）を以て中央部の發掘をつゞけ、梅原監督、武藤、向居、石垣、室賀の諸君業を助けた。同墳では前日檢出の粘土部がなほ發掘穴の一隅に偏存して爾後作業の困難を豫想せしめるので、先づ周圍特に西北部並に南部を掘り擴げて然る後に粘土部の周圍を穿つて其の全形を明にすることにした。發掘の進むにつれて粘土部の中邊から南に偏して中央に凹所を見出したので、試みに同部を檢すると、砂利が多くて土壤が極めて軟かである。午前九時四十分に至つて遂に粘土部の輪廓を究めて、それが細長い小判形をして、長さ約四・八米突、幅中央で一・二米突餘あることを知つた。而して既に見た如く中央の一部に凹みがあり、その部が砂利を含ん

で土質が割合粗鬆なところから次に徐ろに同部の状態を検したところ、この凹所は長軸に添つてつゞぎ、深さ二十糎内外に達し、一種の粘土礫とも云ふ可き形状が明になつた。

右の粘土礫様の中央凹所の土質が以外に軟かく、且つ相應に深いにもかゝらず何等遺物の存するない點から盜掘の疑を生じたので、人夫をして礫の北東端から二米突弱と三米突に近い間の三尺の一區を横断せしめ粘土部の構造を調査することにした。其の結果粘土部は兩邊に近く各三七八糎を測る厚さを示して、層のほゞ中央に厚さ十糎内外の礫層を存し、該礫層は兩邊やゝ高く、中央部にて少しく凹むの状を呈してゐるが、中央の粗鬆な土砂は右の礫層を切斷して下の方の粘土まで及んでゐて、こゝに同部の破壊が實證せられた。而して左右兩側に遺存した礫層は若干の朱に染んだものを見受け、また有機物の腐蝕したと覺しい黒灰様の物質の着いたものもあつたが、何等遺物の見るべきなく、また粘土層下は直ちに砂利を混じた土壤となつて頗る堅く、掘り下げ六寸に及んだが變化を見受けなかつた。即ち地盤なのを知つた。こゝに於いて轉じてかく切斷した粘土礫の南西の半部を上方から漸次採掘せしめたが、中央凹所の東南側のそれに接した礫層の上邊にほゞ一列に相並んだ鐵利器類の遺存したのを發見、またこれと相對した西北側には礫層に朱の附着のやゝ著しいのが認められた。朱に染んだ礫層は礫の南西端から四十糎内外の邊にも存してゐた。發見された礫層上邊の遺物は中央の部分から數へて斧頭、刀子と短劍片、刀子殘缺の順であつて、後者は二口分が破損したもの、其の位置から本來の埋葬が礫層の上にせられてゐたのを察せしめた。つゞいて調査した粘土礫の北東の部分

構造前者と異なる處なかつたが、東南側の上層粘土の間に埴輪圓筒の小片が混存し、また西北側に素焼土器片一個の介存を注意した。而して副葬品としては西北側に莖を南西にして、礫の主軸に並行に置かれた短劍(長三十三糎餘)一口を得た。

さて右の粘土礫は其の構造から推して本古墳の内部の主躰であることが察せられはしたが、然し其の位置が全封土乃至埴輪圓筒の圍繞列に對して中央からやゝ西方に偏在してゐるので、萬一を考慮して最初礫を切斷した部分から東南に向つて幅一米弱の溝を穿つて、前者に並行した構造の有無を検することにした。處が其の結果比較的軟かな封土は表面下一米内外で盡きて以下地盤となつて、何等の造構部分を發見せなかつたので、午後二時半作業を止めてこゝに古墳の發掘を了へた。

以上東古墳の調査と共に此の日西古墳に於いては午前八時過ぎから發掘作業を開始した。使役人夫七名、藤田助教教授監督の任に當り、石垣、有光、森脇、三森、中川の諸君これに參加諸般の調査を分擔することにした。封土の中央部に於ける發掘の着手と共に先づ注意に上つたのは表面下五、六糎の黒色有機質土内の埴輪圓筒片の存在であるが、これは數量の多い割合に破片のみで形の復原出来る様なものではなかつた。で別に前日見出された二列と覺しい圓筒の各に就いて其の圍繞を究めることに力を致したが、中川君の行つた下部のそれにあつては、前日見出した徑三十二三糎の圓筒下部一個を中心として其の左右に於いて一米突内外乃至それに倍した間隔を以て外形に沿ふて點々圓筒の破片を發見、うちに圓筒の形の半ばを遺存したものなどが

あつて、基底部に近く各の間の隔りの多い圓筒列の存在が確められたし、上邊のそれにあつては、有光、三森の兩君が前日注意した北邊の圓筒から上邊の周圍に溝を作つて東古墳の列にならつて同じ調査に従ひ、その左右では得る處なかつたが、東邊に於いては相接近した二個の圓筒の埋没を發見、また兩者を結ぶ線上の南方約一米突半に圓筒片一を得て、同部の圍繞の密接なのが考へられたし、別に傾斜面に穿つた調査の溝部の示すところから圓筒列の右の二者に限られたことも確めた。たゞ上邊東部の三圓筒が一見直線上に位置してゐるので或は配列の方形でないかを疑はしめたが、他に明瞭な遺存の圓筒なくてその如何を解決し得なかつた。

他方中央部の掘開は表土をなす黒色有機質土が所によつて厚薄はあつたとは云へ、凡そ十六七種で盡きて、以下は直ちに粘土層の砂礫と混在した部分に達し、それが頗る堅くて發掘の困難を來した。で主力を舉げて掘り下げを續け、東古墳の調査終了後は其の工夫をも加へて中心部に達することにとめた。此の間封土の中央から北に當つて彌生式系統の高杯形器臺二個及び壺片等を檢出、其の西方半米突許りの處に陶質器片三個を見、また前者の東方に接して蓋^{フタ}輪と覺しき遺品の破片三個を獲た。是等は孰れも粘土層の上部にあつて、本來の状態を示すが如き顯著な特徴がなかつた。なほ黒色土中に多かつて埴輪片の混在は掘り進めるに従つて著しく減少、七十糎以下では僅に一兩片を見たのみである。かくして漸次地域を擴めて掘穿部の中央徑四米突許、深さ一米突内外に達したが、土壤に變化なく、四時過ぎ雷鳴あり、つゞいて烈しい降霰となつたので作業を中止した。

この日魚澄委員午前來着、作業に參與せられた。かくて發掘の半ばを終へたので夕刻藤田助教授は京城に向つて出發、梅原また學生の大半と共に一先づ京都に引き上げた。

十一月十七日。武藤囑託、有光、森脇、三森三君の手で前日に引き續き西古墳の發掘作業を續行する。使役人夫七名外に監督一名。

午前上邊の埴輪圓筒列に對する再調査の結果、新たに東南方で破片二個を獲て、既掘のものとの對比から、こゝにやうやく其の圍繞の同じく圓形であるべきこと、及び前日黒色土に恰も包含状態にあつた圓筒破片の本來周圍に繞らされたもの、破壊して混在するに至つたものであらうことが稽へられた。發掘穴は依然として粘土の多い堅い砂礫を混じた土壤がつゞいてゐるが、表土下一三〇糎の地點に到つて、穴の北隅に朱の存在を認め、やがてそれが砂礫を交へない粘土のうちに包まれてゐるのを知つたので、該地點を掘り擴げた處、恰も前日彌生式系の高杯形器臺を發見したと同じ平面上の位置で劍片を見出して、こゝに中心部が明となり、この埴また粘土柳を主體としたものが察せられた。時に正午であつた。

午後は此の見出された主體の全形をトレスする爲に南方に發掘擴を擴めたが、粘土柳の上部には礫石が多く、また其の左右は地盤と覺しくて堅き土壤は作業を困難ならしめた。依つて便宜まづ粘土柳の斷面を檢すべく中央と思はれる部分を特に深く穿つことにした。此の調査から粘土柳なるものが幅六十二三糎、厚さ二十糎内外あつて、其の中央部には東古墳のそれと同じく上邊にやゝ深い凹みがあり、凹みの底部に接して一乃至二糎の朱に染んだ部分が認められて

こゝに遺骸の埋葬せられたことが確められた。而してつゞいて行つた粘土槨の顯現部の副葬品の搜索は、はじめに見出した劍が莖を北にしてゐたのを確め得たのみで他に得る處なく、槨の全形また究め得ないで五時に到つて作業を止めた。(此の項有光君の當
時の記録に基く)

十一月十八日。八時半から人夫五人を以て前日の作業を繼續して粘土に沿ひ穴を南北に掘り擴げ、其の兩端を検出することにした。而して梅原また遺跡地に就いて再び工を督した。發掘部分の土壤の堅密が影響し、また本來の封土に粘土を混在して識別を困難ならしめたことなどから、前日の調査に於いて全形を明にする以前に粘土槨を處々で切斷してしまつた憾はあつたが、作業の進むにつれ十一時過ぎになつて發掘穴の南北で、中央部よりはやゝ高位に兜形に近い槨の兩端を究めて、主軸の長さ四・八米突あることを知り、其の形を圖上に復原して船形とも云ふべき外形を得た。なほ此の粘土槨の兩端を掘つた土壤若干がやゝ疏松な土質で、ついで堅い地盤となつて、それが槨の上面よりも上に及んだことから、槨全部が掘り込められた地盤内の凹所のうちに設けられた事實の考へられたのもこゝに附記すべきであらう。午後改めて全城から遺物を求めたが、中央に細長く朱層が見出されたのみで何等遺存するなく、二時に至つて其の調査をも了した。武藤囑託と有光君とは事務並に出土品の處理の爲に翌日まで滞在したが他の一行は此の夕歸洛、かくて前後五日間の作業が終つたのである。

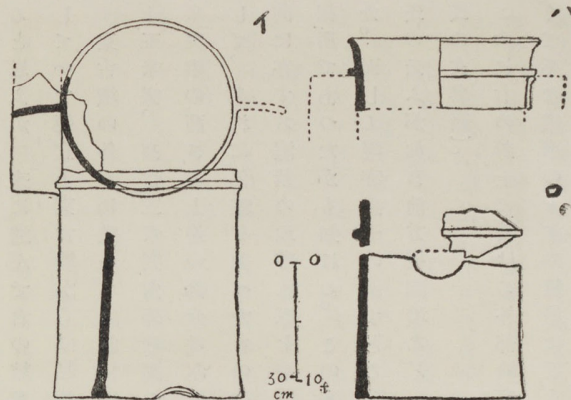
四 東古墳の構造

以上やゝ詳しく記した調査の經過並に其の間の所見から兩古墳の構造の概要はほゞ察せられ
ると思ふが、次に進んで右の結果に基いて兩古墳の内部構造の實際を観察することにする。而
していま便宜上東古墳からはじめて西古墳に及ぶであらう。

東古墳の外形に就いては既に第二項に於いて説く處あつたが、調査の結果に依ると其の徑二
十五米突、高さ三米突内外を測つた圓形の隆起部に於いて、造作せられた純然たる封土は約一
米突半の高さの上邊の部分のみであつて、他の部は墳の位置した臺地端の隆起した地盤を利用
して、それに化粧を加へたものに外ならない事實が明にせられた。従つて現在北方の畑地との
間に存する湮狀の地帯は塚を臺地と區別した名残とも解すべく、併せて封土をなした土壤の採
掘所であつたかも知れぬ。この點からすると本古墳は營造の勞力上極めて節約的なものであつ
た。而して現存封土の示すところ圖版第一の實測圖の如く明に圓墳であつて、決して直良信夫
氏の云ふが如き前方後圓墳など、見るべき形狀ではないのである。『史學』第九卷第四號所載直良
氏の文參照)。

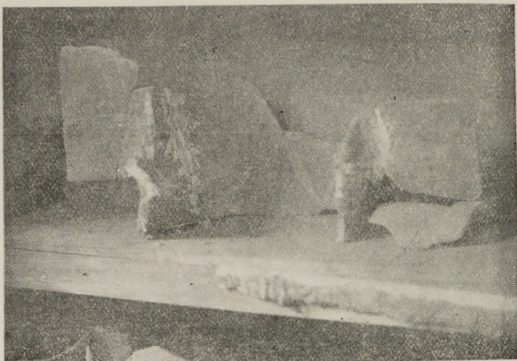
次に右の封土に於ける外部的な設備としては埴輪圓筒の圍繞のみが著しい。これは割合に低
くて平な墳形の上部の縁邊に近く樹てられたものであること、調査に先立つて直良氏其他二三
人士の採掘した穴址から推測せられたものではあるが、吾々は南西の半周の發掘調査からして圓
筒列の徑が約一二・八米突のほゞ正しい圓をなしてゐるのを確め、また各圓筒がもと中心間の隔
り六〇釐弱を以て割合に規則正しく圍繞してゐたもので、南方では其の明瞭な四個の相並んだ
埋没を検し得た(第二圖參照)。此の圓筒の示すところ底徑三〇・六釐、下底から第一箍までの高

さまた徑に近く、穿孔は列とは直角に交る線上にあつて半圓形をしたもののが一例から察せられた(第三圖の口参照)。して見れば本墳を圍繞した圓筒の總數は七十個内外であつたらう。このことは調査前の採掘穴の示す實際からも首肯せられる。



圖三第 圓筒圓輪墳見發墳古山敷歌

調査の際見出した圓筒は孰れも下底部のみにとゞまつて、それは厚さ一・五厘内外の割合に形の整つた圓筒と云ふ外に殆んど特徴として擧ぐ可き點を存してゐなかつたが、たゞ西隅の一個には第一箍以上の左右に附けられた一〇厘内外の鱗が見出されて、その本古墳の圓筒を特色づけるものなのを知つた。此の顯著な例は吾々の調査に先立つて直良氏が採掘私藏してゐる一個に於いて見ることが出来るので第三圖のイにそれを載せて置いた。同じ様な鱗のある埴輪圓筒は相近い五色塚にも見出されて、福原潜次郎氏がその一例を藏すると云ひ、太田陸郎君から其の寫眞を贈られた。第四圖がそれである。就いて見ると本墳のものと同く同じい。なほ加古郡八幡村中西條字調子塚の前方後圓墳にもあることが本報告書の第四輯に見えてゐる。此の鱗



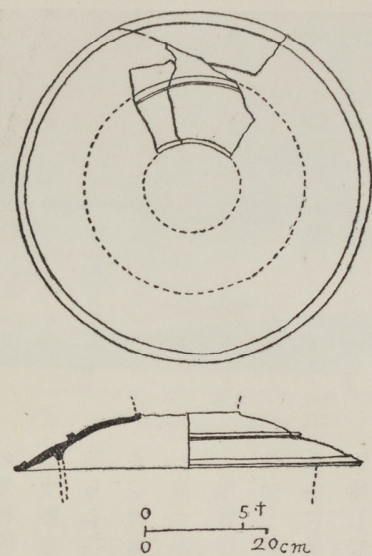
圖四第 片筒圓附鱗見發塚色五

の比較的長大であるのが、圓筒の圍繞に當つて個々の間に二十厘に近い距りのある理由を解決するものと思はれる。即ちこれに依つて該間隔が相連なつたものとなる。然らば其の圍繞たるや有名な大和添上郡ウハナベ古墳の圓筒列と同一方式に屬したことになる。

埴輪圓筒と共に本古墳外部の表彰として樹てられたと思惟せられるものに蓋埴輪がある。これは圓筒列のうちの封土中に圖版第四の二に示す様な状態で發見せられたもので破砕して居り且つ器の半ばを失つてもゐるが、其の位置は既述の如く内部構造の主體たる粘土槲の南西端の直上に當つて、本來それと連關して樹てられたことを察せしむる點に興味がある。器の形狀は主要部をなす徑の笠形をした表

面は、縁取りの帯に添ふてなほ一條の箍様の突帯を繞らし、其の状いま京都帝國大學文學部藏する處の河内應神帝陵の埴から出たと傳へられる一例に近く、『考古學』第一卷第四號五七頁挿圖参照) また別に游離し乍ら一個の裝飾片の殘存することから、上部に裝飾のあつた點も推し得るのである。本蓋埴輪の破片が半ばにも満たないのは或は内部の盜掘に際し、同じ運命に會つたものかと思はれる。

以上の外部の裝飾に對して本古墳の内部の主要部を形成する構造の一種の粘土槲とも云ふ可きものなのは前項で指摘した處であるが、いま右の構造を其の存在の位置の上から見ると、圖版第三の測圖の如く、平面形では封土を繞る上述圓筒列の中央からは約一米突ばかり北西の方に偏在して北東北から南西南に亘る線上に主軸を置いてゐるし、立面上では地盤の上に直ちに營まれて封土がそれを覆ふたものに外ならぬ。此の後者は次に述べる同部の構造と相待つて塚の營造の經過を暗示するものと考へられる。さて粘土部自體の構造は圖版第六に示す實測圖並に同第五第七の寫眞がそれを如實に物語る如く、兩端の丸味を帯びた細長いもので、中央の凹みのある處から船形を連想せしめる。外容は長軸の大きさが四八〇糎、幅は中央で一二〇糎内外

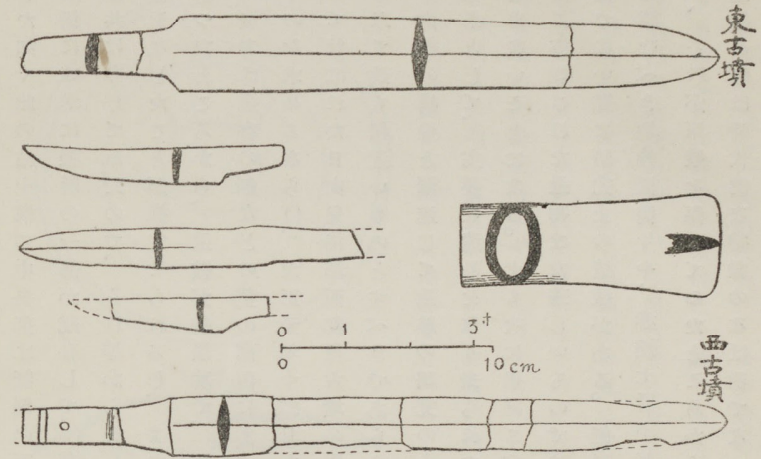


第五圖 蓋形埴輪狀圖 (原梅)

厚さ三七・八糎の間にある。而して右の粘土部は立面上からは二つに分れて、うちに砂礫の薄層を持つて構造上の特質を表示してゐる。即ち斷面圖に見る如く、地盤の上に十七八糎の厚さの良質の粘土が置かれてそれが一種の敷をなし、其の中央にてや、凹みを示した上に四乃至五糎の礫層があつて床を形成して居り、更に上に下敷に近い厚さの粘土を覆ふたのがそれである。既に記

した如く此の粘土槲の中央部は既掘の形迹があつて、爲に同部の礫層が失はれてしまつたが、兩側には幸に礫層の一部が残存して、其の上面に朱乃至有機物質の腐蝕したものが若干の遺物と共に存してゐたので、それ等から推して本來遺骸が礫床の上に置かれて、上の粘土はその被覆をなしたことが推定せられるし、また粘土部の細長いこと、其の南西端の直上に蓋埴輪（カサガハ）のあつたところから、遺骸が伸展葬で、頭部を南西に置いたらうことを察し得るのである。此の後者は遺存の劍などの莖の南西にあつたこととも思ひ併される。此の粘土槲と構造の相似たものを求めるならば、大正元年十二月から翌二年一月に亘つて東西兩帝國大學其他の學者に依つて行はれた日向兒湯郡西都原古墳の學術調査の際第二十一號古墳の後圓部で見出された一例を以て最も近いものとすべきであらう。(宮崎縣兒湯郡西都原古墳調査報告第一冊參照)

内部の構造と關連して遺跡の研究の上に必要な副葬品に對しては槲の中央部が盜掘せられた結果として、主要な遺品を取り去られたものと解せられ、従つて吾々の獲たのは單に残存品に過ぎないことになる。尤も次に擧げる完存した西古墳の副葬品の極めて貧弱な點から本墳に於ける盜掘された遺物また著しいものではなかつたかとも思はれるが、然し何れにするも原形の儘でない點に研究上の遺憾がある。既に擧げた如く、調査の際に吾々は營造の際偶然混入したと認むべき埴輪圓筒片や、赤焼土器小片の外に、鐵の短劍、斧頭、刀子の類を礫層の上で發見して、それが原狀を保つてゐたところから、遺骸の兩側に副葬の利器を置いたのを認め得たが、遺物自體は時代的な特徴のなほ明でない利器のみに限られた。いま簡單にその一々に就いて解



(原梅) 圖測物遺土出墳古山敷歌 圖六第

説を加へよう。鐵劍一口は發掘の際三片に折斷したが、復原すると長さ三十三種、双互り三六種の小形のもので、莖の部分七種の幅の狭いことが目立つ以外何等の裝飾もない。斧頭は袋穂を持つた式で、刃部のやゝ幅廣な單簡なもの、長さは十二種ある。二群となつて見出された小形の鐵利器は短劍の斷片の長さ十六種の外は刀子三口分で、其の一口の前者と伴出したもののみが形全く、長さ十二種を測り其の身は若干の外反りを示したものである。(第六圖參照)

五 西古墳の構造と内容

次に西古墳に對して其の外形から觀察をはじめるに、此の墳墓の示す大さは圖版第八の測圖に見る如く、徑大約二十米突の圓形をしてゐて、それが臺地端の隆起部を利用しての營造である點は東古墳と大差のないものである。而して吾々の發掘調査の結果に依るに此の塚また營造した純然たる

封土は其の頂部の約一米だけで、他の大部分は隆起した地盤を利用して、それに化粧を加へて外觀を整へたものであり、其の點からすると南並に東西兩面から見られるやゝ著しい墳形(圖版第九の一參照)は實は殆んど地盤の隆起部に外ならないので、程度に於いて西古墳のそれに勝るものがある。地盤部の土質は砂礫を混じた赤褐色土の堅いものであるが、封土また大體に於いて同じ土質と云つて差支はない。然し表面の腐植土の外に、下方の地盤に接した部分に特に砂礫が多く、また隨所に粘土を混じて、其の腐植土の下部のその如きは、粘土を一面に敷き詰めたかと思はれた位で、爲に發掘に困難を感じたことは上に記して置いた。これは東古墳の封土とはよい對照をなすものである。これ等のうち、砂礫は後に述べる粘土礫を特に地盤を掘鑿して營造した爲に得たものを用ひ、一面礫の保護に備へたと覺しく、他方粘土の混在もまた礫を造つた質料の殘餘を利用したと見るべきものであらう。

本古墳に於ける埴輪圓筒の配列は、東古墳に見たとほゞ同じ部位の圍繞の外に、地盤に化粧を加へて外形を整へた下部にも、それを樹てた點に特色がある。即ちそれは二重の圍繞なのである。尤も右の兩者の圓筒列は調査の經過の條に略記して置いた如く、本來の形態を明確にするまでには殘存してゐないで、爲に一時其の上邊のもの、圍繞の方形ではないかを疑はしめた程であつたし、下方の圓筒列また二三の著しいものを除いては單に殘片の發見のみにとゞまつたが、然し上段の方では東側に三個の圓筒がほゞ本來の儘に遺存し、南西方にも二個の圓筒の埋没が見出されて、各圓筒間の距離が前者は六種内外であり、他は十種に近く、是等から同部

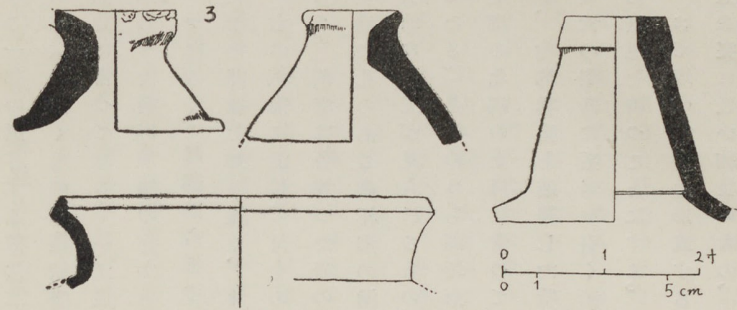
の圓筒列の密接して樹てられてゐたことが察せられ、また相互の關係を辿つて列の徑が七乃至八米突であつたらうことを推測せしめた。これに比べると下方のそれは間隔が非常に大きくて、やゝ明確な南側の殘存例の示すところ一米突内外を測り、全く違つた配置であり、なほそれは地盤の隆起に沿ふてゐて正圓ではなく、臺地に續く部分は全く圓筒の樹立を缺いた様である。是等の圓筒は孰れも其の下方のみを存してゐるに過ぎないので其の本來の形を確め得なかつたが、上記の諸例は厚さ一種内外下底での徑大約三十二三種の間にあつて、示すところ東古墳のそれとの間に大差がない。擁まで遺存したものは一も見當らないから、従つて鰭の有無のや孔の工合など不明であるが、封土の上部から出た破片——それは圓筒列を破壊して遺棄したものでらしく思はれるもの——のうちに長さ十種内外の鰭の破片や圓筒の上縁を遺存する片があつて、この後者の示すところ上縁はやゝ外に開き、第一の擁がそれに近く作り出されて、該擁から鰭の突起したことが知られる（第三圖のハの破片）。但し東側の圓筒間の隔りからすると、少くも同部の圓筒は上部の開いた此の種の鰭のある圓筒ではなかつた様である。

圓筒以外の埴輪樹物としては調査の際、蓋と見ゆる破片數個其他を封土の上部から見出した。其の一は徑三十三四種、高さ四種内外の蓋埴輪の上邊に突起した縁部の片と覺しきもの、二は十字形の軸狀部の斷片で、大和日葉酢姫陵出土の遺品から推すと、該樹物の上部を飾る器體の中軸に當るものと解せられて、同じ類は河内應神天皇陵の諸陪塚發見の埴輪片にも多く見受け（京都帝國大學文學部考古學教室所藏品）。其の三は二と連關した上縁の部分に於ける突起飾

りの一部の遺存する破片二個で、一つの方が形の上の特徴を明瞭に示してゐる。なほ其等の外に注意を惹くものに籬狀突起のある異形樹物破片二個がある。共に一端の窄縮した圓形器の一部に當つてゐる。一は籬の部の推定最大徑三十四五種、他はそれよりもやゝ大きい。形の上方からまた蓋形埴輪の片かとも思はれるが、いま決し難い。是等の破片から考へられる蓋埴輪は單一ではなく、縁部から推すと少くも互に相異を示す二個形を認め得るが、然し破片が少くて、共に形の詳細を知り難く、また本來如何に樹てられたかなども全く不明である。

右の埴輪に混じて封土の小邊から得た陶質器片三個と赤焼土器の類またこゝに記すべきであらう。前者は各違つた壺の小片三個で、單なる混入と思はれるが、後者は第七圖に示す如き、上邊に孔のある高杯形の漏斗狀器臺三個、壺の破片等を含んで、其の高杯形の一は上部に第二次的な加工が見られるもの、孰れも砂利を含んだ堅い土質の赤焼で、廣義の彌生式系統に屬してゐる。是等のうち高杯形器臺一個（第七圖の3）を除く遺品は其の埋没の位置が次に述べる粘土槲の北端の上層に當つてゐて、恰も東古墳に於ける蓋埴輪の存在位置に同じいものがある。で、内部構造と連關した特殊な意味を持つのではなからうかに思ひ及ばしめる。而してそれが後世の祭器に系統を引く赤焼の器なのに於いて、其の感を加ふるのである。記して類似の資料の發見を待つことにする。

さて墳の主體を形成するところの内部の構造は東古墳と同じく一種の粘土槲であつて、長さ五米突に近い細長いもの、これが平面上の存在位置は上に推定した埴輪圓筒列の中心からはや



第七圖 西古墳發見赤燒土器圖(有光君)

、東南に偏在するが、墳形全體からは大體中央近くにあると云つてよく、其の主軸は南北の方向を取つてゐる。次に垂直的の位置は中央部が最も深く表面下約一・七五米突に柳の下底があるのに對し、それより南北は漸次上向を示して、床が傾斜をなして南端最も高く、こゝでは表面下約一米突にして床に達すること圖版第一の測圖に見るが如くである。而して發掘調査の結果に徴するに本粘土柳は東古墳の如く地盤の上に直ちに營まれたものではなくて、特別に其の中に掘り凹められた部分に於いてなされることが明である。即ち斷面圖に見るが如く、柳の四周に於いては地盤は表面下約一米突内外の封土の下に位してゐるが、柳部及びその周圍若干だけは更に約半米突だけ低くなつてあつて、柳造營の爲の特殊の作爲なのを示してゐる。處が堅い地盤にこう云ふ風に細長い部分を穿鑿をした結果として、作業上底面が一様の深さになし難く、自然中央部が掘り易くて深くなると云ふことになつたので、上記の柳の特異な垂直的位置を生ずる主な因由をなしたものと考へる。柳自體はかくて斷面形では兩端の上

つた船に近い形態を呈したものであり、平面形にあつてもまた北端は丸く、南端や、細丸形でそれに中央を通ずる腐朽部の陥没を併せ見ると一層其の感を強くせしめる。大さは長軸が約四・八米、幅は最も廣い北部で八五種あるが、平均は六七十種の間であり、厚さは三四十種を測つてゐる。此の大きさ並に平面形など東古墳の粘土柳に等しいこと新しく説くを要しないが、本例にあつては層間に礫床がなく、單にその部分に當る粘土が朱に染んで、これが柳の中央の殆んど全部に見られて、同部に於ける遺骸の埋葬を察せしむるものがある。而して此の朱層は中央の陥没部に於いても薄い粘土下に存して、東古墳の如く切斷せられてゐない。是れ本粘土柳の本來の儘遺存したことを如實に物語るものである。處が右の柳内から副葬品として見出されたのは既記の如くたゞ短劍一口に過ぎずして、内容頗る貧弱と云ふの外はない。この劍は柳の北部に於いて、朱層の東端に近く、莖を北にしてほゞ主軸と並行に置かれてゐたもの。發掘の際誤つて八片に切斷して、其の莖端の一小片を失つたが、形を復原すると長さ三十四種位となつて、莖には一個の目釘孔が見られ、また柄に木片をとめてゐる。固より特色に乏しい短劍ではあるが、其の發見の位置から、全く消失した柳内の遺骸の頭部を北にしてゐたらうことの察せられたのを擧げ置く可きである。

なほ此の柳の粘土間に含まれた朱色物質は其の著しい一部分を採取して、武藤文學士の手を経て松平信孝氏に分析を請ふた結果、幸に其の性質を明にすることが出來たので次に記して置く。

試料外觀、淡褐黄色塊狀粘土質

比 重 (攝氏十五度に於ける)

二・六二

攝氏九百度に於ける灼熱殘渣

九〇・八〇%

不溶性硅酸鹽類 (主として粘土)

八二・〇五%

可 溶 性 硅 酸

〇・九九%

酸化鐵並に酸化アルミニウム

八・二三%

酸化 マグネシウム

痕 迹

即ち赤色物質は朱ではなくて實は「ベニガラ」なのであつた。

六 結 論

以上は兩古墳に對して吾々の行つた發掘調査の結果をつとめて正確に且つ詳しく録したものであるが、さて得た處のあとを、副葬品の上から顧みると、其の一は盜掘に遇ふてゐたとは云ひながら、共に殆んど見るべきものがなくて、一般向な期待に對して相副はない憾がある。さり乍ら此の發掘に依つて明にせられた兩墳の外部の設備をはじめ内部の構造に就いての事實ははじめにも一言した如く、從來學術調査を経た遺跡に乏しい近畿の古墳墓に對して、考古學上の確實な一資料を提供するものであり、而も其の構造たるや一の特色を示して後來の研究上に種々の示唆を與へる點に於いて興味と價値とを有することを信ずるのである。

さて前二項の記述で明な如く歌敷山の二古墳は其の細部に於いてそれ〴〵に構造上の特異點

があつて、一見同一視することは難い様であるが、然し封土の築成に當つて二者が共に大半地盤を利用して居り、また埴輪を伴ふ圓墳であること、さては一種の粘土槲を主體としたところなど、塚の主要部の形成に於いて一致を示すから、ほゞ同一の性質を備へたものと解して大なる誤りがなく、これを全體として観るの時、その差異たるや單に東古墳の方がやゝ入念な造作であるとする程度に過ぎないものと見られる。そこで斯くの如き古墳が何時頃營まれたであらうか々考へられることになる。一體我が國の古墳墓の研究は近時考古學界の進歩につれて、やうやく傳統的だつた舊來の面目を改めるの機運に向つて、多數の遺跡の示すところから歸納して上代の墳墓はこれを前後兩期に大別す可く、兩者には各やゝ顯著な外形乃至構造上の特色の見られると云ふ事が一般に認められる様になり、特に近畿に於いてそれが著しい事が考へられるの傾向を示してゐる。でいゝ該觀點から兩古墳の年代をテストすると、よし其の封土に地盤の利用が多く、外形は單なる丸塚に過ぎないが、兩古墳の特質は明に前期即ち所謂古式の墳墓の持つ通性を備へたものと云ひ得るのであつて、それは更に上來の記載に注意した墳墓の外部の設備として樹てられた埴輪類が、前期の墓制の外形を特色づける前方後圓墳の最も整美な遺跡に於けると同一のものを存し、中に仲哀天皇陵に關連して特殊の古傳を持つ五色塚古墳並に應神天皇陵の如き絶對年代のほゞ推し得る遺跡を見ることに於いて、其の確かさを加ふるものがある。而して本古墳の位置が右の五色塚古墳と近接してゐることから營造年代の彼と同じ頃ではなからうかとの考は自ら導き出されるのである。けれども此の大體論より更に進んで其の實

年代を實證することは、據所となる副葬品の乏しい本遺跡に於いては殆んど不可能と云つてよく、地方人士の最も聴くことを欲する被葬者の何人であつたかの問題と共に永久に解決出来な
いものであらう。此の點は本遺跡を單なる地方の史蹟として觀んとするの人士に取つては失望
せしむるなきを保し難い。然し本遺跡の價値は實はそれにはなくて、専ら學術の上に存するの
であること上來の記述を從來の古墳研究の實際に對比すると明瞭である。一二の例を擧げるな
らば其の東古墳の埴輪圓筒の配列並に蓋形埴輪の位置は近時學界の注意を惹きつゝある此の種
古墳の外部表彰の存在状態に對して最も確かな一の實例を示すものとして、兼て西古墳のそれ
との相違が同時に興味を興ふるものであり、また二者の粘土槨は其の性質上破壊され易くて従
來正確な調査を缺いた此の種構造の實際を知るに役立つものと云ふ可く、更に其の封土の築成
に於ける地盤の利用乃至それと槨との關係の明にせられたことの如きは、極めて稀な事實とし
て、調査の困難なる大墳築築成の實際を察し、併せて墳の築成と葬送との關係を考察するに新
しい資料を提供するが如き是れである。縣史蹟名勝天然紀念物調査會委員諸氏の留意に依つて
かくの如き將來の研究に有益なる遺跡の調査記録を作製し得た吾々の欣びを特記して此の報告
を結ぶことにする。(梅原末治)

加 東 郡

第二 御嶽山清水寺

〔圖版第十三—第十七〕



第八圖 清水寺附近地形圖

清水寺は今天臺宗に屬し、西國巡禮第二十五番の靈場として加東郡鴨川村御嶽山上にある古刹で、省線福知山線相野驛から約八軒でその麓に達し、それより平坦な坂路を登ること二軒にして山門に達する。これを普通表坂と云ひ、猶丹波古市驛からも、また播丹線瀧野驛又は比延驛からも登ることが出来る。
御嶽山は海拔六百米餘で、北は丹波、東は攝津、南は播磨に堺して形勝の位置を占め、四時の眺望美しく、殊に秋月の眺めは詩趣さらに深いものがある。かの壽永三年二月源義經等が平家討滅のために、丹波街道を下つた時、この山麓の民家に火を放ち、三草山城の平資盛を攻め破れてこの山に籠り、却つて平氏の爲に焼打に遭つたと云ふ所謂三草合戦は、平家物語や源平盛衰記に記されて人のよく知るところである。

寺傳によると本寺は景行天皇の御代法道仙人の開創にかゝり、鎮護國家の道場として靱められ、神功皇后三韓征伐に當り、住吉明神の神託によつて勅使

がこの山に来て戦勝の祈願を命ぜられ、また仙人がこの山嶺の水神に祈つて八功の靈水を得たから清水寺と名附けたと傳へられてゐる。もとよりかゝることは、今その徴證のあるべき筈もないが、尠くとも佛教渡來以前に於いてこの秀麗なる山が、民族信仰の對象として仰がれてゐたことを想像せしめる。なほ寺傳には推古天皇三十五年勅願を以て根本中堂を造營せられ、次いで聖武天皇の御時僧行基がこの地に行脚し、勅命によつて諸尊を刻して大講堂に安置したことや、また平清盛の母祇園女御がこの山の觀音靈像に歸敬して、大寶塔を建て、後白河法皇は常行堂を、池の二位は藥師堂を、源頼朝は阿彌陀堂を寄進建立したことなどを傳へてゐる。しかし本寺は屢々回祿に罹つて、幾多の古文書、記録等が焼失したことであるから、これらの由緒沿革を明徴するものが現存せないのは洵に遺憾とするところである。併し鎌倉時代以後に於ける寺運の隆替については、幸に多くの文書等が今に完存せられて、大體のことが知られる。以下それらによつて本寺往昔の有様のあらましを辿つて見たい。詳細のことに至つては後日の調査攷究を期すべきであらう。

二

鎌倉時代の中頃、承久三年閏十月清水寺住僧等が幕府に訴へた申狀案が今當寺に所藏されてゐるが、それによると、平安朝末から附近住吉明神社の神領柚山と當寺領との間に境界論が起つてゐた。崇徳天皇の天治二年の頃住吉社領の神人が無道を企んで、寺領を侵してゐたが、後それらの狼籍も停止されて承久三年七月まで、何の煩もなく本寺は専ら鎮護國家の御祈禱を勤

仕したのであつた。然るに同三年八月になつて住吉社神主が猥りに清水寺の靈域を以て神領の柚山なりと號し、恣に權律師顯玄を別當職に任じた。堂塔佛法を守護するは神明の誓ふ所であつて佛陀と神明とは本地であり、垂跡である。而もこの無法を行ふはその源たるべき佛法靈驗の伽藍を輕んじたと云はねばならぬ。當寺は六百餘年間一百餘坊の塔頭寺院が存してゐるが、まだこの寺別當を任ぜられたことを聞かない。恩裁によつて、住吉社神主の無道を止め新儀の別當を止められたい」云々と申立て、ゐる。

然るに翌貞應元年五月の清水寺執行大法師榮春等連署解狀案には、承久三年住吉社神主との訴訟は院廳の裁決によつて別當職を停廢し、且つ朝廷は定額寺として治定されたことであるから住吉の神威によつて佛法を亂さない様にせられたい」云々のことを申出で、且つこの案文には奥書に國司目代、在廳官人等が連署して證判してゐる。しかし當寺と住吉社家との確執は、なほ後醍醐天皇の元徳年間頃まで引續いたもので、これより先元久二年の後鳥羽院宣案にも清水寺堂塔建立のため材木伐採にあつて、住吉社神主長盛が神領柚山と稱してこれを妨害するのを制止せられてゐるのをはじめとして、久しい間の問題であつたらしい。この住吉社は今社村字喜田に鎮座するもので、王朝時代末から武家時代へ亘つて神威嚇々たるものであつたらしい。元來社家神人と寺院衆徒との争は此の時代一般に行はれた現象で、神佛習合、本地垂迹の思想が固定して兩者本跡の關係が社寺經濟上の事情にまで及ぼす過程を示すものであつて、次第に寺院が別當寺として社家を壓し經濟上の實權を握る様になるのである。本寺の如きも、鎌

倉時代中期以後に於いては斷然寺運隆昌に向ひ、自然住吉社家もそれに屬するかの様になつたのである。

次いで左の貞應三年正月皇后宮職廳下文案を見ると、この時本寺は皇后宮邦子内親王の御祈願寺となり、寺領の注進を命ぜられてゐる。

皇后宮職廳下 播磨國清水寺所司等

可任先例以當寺爲御祈願所事

右當寺者爲前八條院御祈願所經年序畢、爰以彼御領庄園御祈願所等可爲當宮御領之由、後高倉院御時所被成進廳御下文也、且任先例致御祈禱且令注進寺領之狀、所仰如件、所司等宜承知不可違失故下

貞應三年正月 日

西市正兼大屬安部朝臣在判

右中辨兼亮近江介藤原朝臣在判

權大進平朝臣在判

抑も皇室御領は後三條天皇以後の院政時代には非常な發展を遂げて諸國の著名な神社、寺院で御祈願寺となり、御領となつたものが多い。清水寺もまたその一つで恐らく、鳥羽天皇の時代に皇室御領となり、次いで天皇の皇女八條院璋子内親王の御領として傳へられたものであらう。八條女院は二百餘ヶ所の庄園と多くの社寺とを領有せられたものであつたが、承久の役後鎌倉幕府は後鳥羽院がこの御舉を企てられたことであつたから、その關係の皇室御領等は多くこれを沒收し、八條院領も同様の厄に逢つた。かくて幕府は仲恭天皇を廢し、後堀河天皇を擁

立し、天皇の御父守貞親王に後高倉院の號を奉り、その院政を奏請し、承久三年七月沒收した八條院領を全部後高倉院に獻上したのであつた。然るに後高倉院崩御あらせらるゝに當つて、安嘉門院邦子内親王に御領全部を御讓與になつた。さきに掲げた皇后宮職廳下文はこの時のものであつて、後高倉院はこの文書の下される前年の貞應二年五月に崩御あらせられたのである。邦子内親王は後高倉院の皇女で、後堀河天皇同母の御姉に當らせられ、天皇の准母で、この時皇后宮であらせられた。以上の事情によつて明かな如く、清水寺はこの時安嘉門院の御祈願寺として、その注進した寺領庄園は門院を本家と仰ぎ、清水寺はその領家として領有してゐたので、當時朝廷が本寺に厚く歸依せられたことや、且つその寺領が廣く、また經濟的にも重大視せられたことが想像せらるゝ。その後本寺と皇室との關係を示す文書が缺けてゐるので、安嘉門院領としてその後如何に處分されたかは明かでなく、また管見では他の記録にも見ない。然るに五月十三日付の勘解由次官顯棟が奉じた、左の式部卿宮令旨案によると、その後後深草院の厚き御歸依を受け、堂舎の修造料として播磨國吉田庄が當寺に寄進せられた様である。式部卿宮とは後深草院の皇子、鎌倉將軍久明親王であつて、この文書は恐らく徳治元年頃のものであらう。

式部卿宮令旨案

播磨國清水寺者故後深草法皇淑信異他候き、仍御歸依又不淺候、就其爲講堂修造、同國吉田庄暫可有御寄附之由、寺家望申候之間、爲都鄙御祈禱可被仰付之由被思食候、可

爲何様候哉、且寺解如此、子細見狀歟之由、式部卿宮令旨所候也、仍執達如件

五月十三日

勘解由次官顯棟

謹上 相模守殿

されば花園天皇の正和五年四月に至つて、堂塔修造の奉加として後伏見院よりは、龍蹄一疋を、前將軍宮久明親王よりは細馬一疋を寄せられてゐる（後伏見院々宣案、式部卿宮令旨案）。この時當山堂塔は修造の功を竣へたことと思はれる。

三

南北朝戦亂の時代に於ける本寺衆徒の去就態度等に就いては、今これを明かにすることは出来なないが、何れにしても、當國は守護赤松氏の勢力圏に屬する地方であつたから、赤松氏の去就に従つたものと思はれる。もとより寺院は淨域であり、修行の道場であるから、強いて戦亂の渦中に投じた譯ではなからう。今建武三年十月の清水寺衆徒申狀案には、

播磨國清水寺衆徒申

右當寺佛閣由緒事者、先度言上之間事舊畢、然任三月十二日御教書之旨、於講堂佛前、長日不斷行法雖無退轉、近日爲天下靜謐可有御警固之由、承久之間、殊以撰吉日所令申御祈禱也、仍勤行目錄、進覺且優佛法余輝且感僧侶丹誠預涯分恩賞者、致寺院再興、彌可奉祈武運之長久矣、仍衆徒等目安言上如件

建武三年十月 日

とあつて、衆徒が祈禱の誠を致したに就いて、足利尊氏に上書してその賞を請ふたのである。この文書は文言の上にやゝ疑がないではないが、とにかく清水寺衆徒が戦亂に参加してゐる一傍證ともならう。

然るに建武二年三月九日一山が火災に遭つて、千手堂、十一面堂、東堂、阿彌陀堂、多寶塔鐘樓、經藏、鎮守五社宮以下悉く烏有に歸してしまつた。この時鎮守社壇の再建には直ちに着手したらしいので、左の勘文が存してゐる。

撰進

清水寺鎮守御社壇御造作吉日時事

- 一手斧始吉日時 十月廿三日壬申時己
- 一居礎吉日時 閏十月廿日戊戌時未
- 一柱立吉日時 同 廿六日甲辰時辰
- 一居礎立柱次第 先西次東次南次北
- 一上棟吉日時 同 甲辰時未

右御鎮守御社御造作吉日時選進之狀如件

建武二年乙亥十月八日

僧 永 勢 花押

しかし伽藍堂塔の再建はよほど後のことであつて、暦應三年四月當山往生院廣海は、本寺再興に關して幕府に上申して、その助縁を請ふてゐるが、同年四月二十八日には守護赤松則村(圓

心)が當寺の請によつて造營のことを幕府に申請した。その文書は次の様である。
(端書)赤松入道推舉狀

播磨國清水寺住僧廣海申、去建武年中當寺回祿由事、目安狀謹進上之、子細載狀候歟、
以此旨可有御披露候哉、恐々謹言

曆應三年四月二十八日

沙彌圓心

進上御奉行所

本文書署名の個所紙背に圓心自筆の裏判がある、文言は圓心自筆にかゝるものではないが、極めて謹嚴に認められ、赤松氏が再興に努力せる様を窺ふことが出来る、尤も當寺炎上の時日に關しては、曆應の當時既に明確を缺いた様で、建武三年二月五日炎上と、建武二年三月九日燒失との二説があつたことが所藏古文書に記されてゐる。

尤も曆應二年八月足利直義が兄尊氏と共に日本六十六ヶ國、國毎に塔一基を建て、佛舍利一粒を納めんための安國寺利生塔の造營を企劃するや、清水寺はその六十六基塔婆の一として建立せらるべきことを望み、これを機會として再興を計つたらしいのであるが、幕府は六十六基塔婆のことは既に他所に決定したから、これと關係なく今度燒失の伽藍復興を計るべき旨を傳へ、併せて守護の推舉狀を求めたのであつた。次いで康永二年九月には清水寺衆徒が幕府に書を奉つて祈願寺とせられんことを乞ふた。その申狀案には、

丹波國清水寺衆徒等謹言上

欲早數代 家武家御崇敬條、所帶證文明鏡上、當御代將軍家任先規被成下御寄進上者
尤爲御祈願寺可致御祈禱精誠、由被成下御教書當國清水寺間事、

副進

一卷 公家代々院宣御奉加帳并應御下文案

二通 關東右大臣家御下知狀案

一通 六波羅御下知狀案

二通 澤間禪尼御寄進狀案

一通 當將軍家御寄進狀案

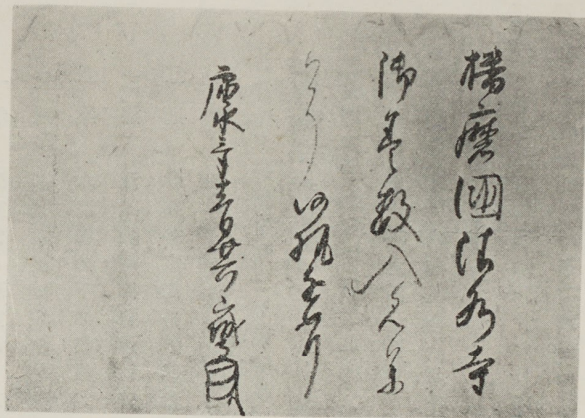
二通 今河殿子時御書下並卷數御返事

右當寺者丹州攝州三ヶ國堺也、仍推古、聖武勅願之地、法道仙人并行基菩薩古跡卅三ヶ
勅願隨一、本尊者千手十一面靈像各法道自作也、依之、云代々公家仙洞御崇敬、云關東右大臣家并
六波羅御下知狀等明鏡之上、去三年三月廿七日以丹波國小野原庄市原村内田地、澤間
禪尼靈堂被寄進之間、任彼狀等、將軍家建武三年八月十八日所有御寄進也、此上早可爲
御祈願寺旨下給御教書、彌欲凝御祈禱精誠、仍恐々言上如件

康永二年九月 日

とある。また同年十二月廿六日幕府は清水寺が祈禱卷數を贈りしに答へてゐる。

かくて後光嚴院の應安四年(長慶天皇建徳二年)十一月二日に至つて諸堂落慶供養の勅會が行



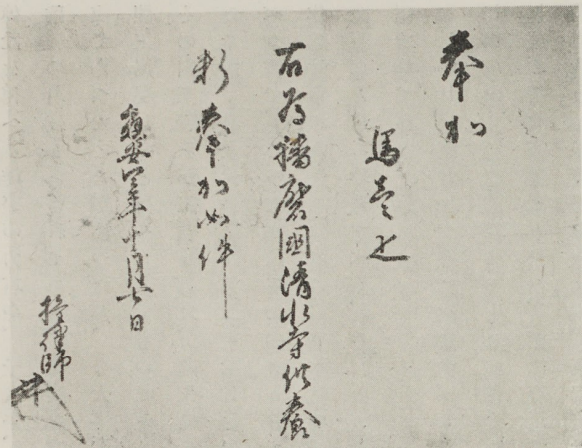
第九圖 祈禱卷數文

はれたので、前月の七日には權律師赤松則祐が供養料として馬一疋を奉納せる奉加狀があり、また落慶の日には難波四天王寺の俗人が多く参加して、舞樂を勤仕したことは、天王寺俗人勤仕之人數交名注文に見える。また大塔は少しおくれて、同じく將軍足利義滿の永徳二年七月に上棟し、塔内安置の本尊は至徳元年に成り塔九輪は明徳元年十月になつて懸けられ、塔供養は應永七年四月八日勅令を以て盛大に行はれたのである。(本寺所藏文書斷簡による)。又至徳元年十一月京都相國寺春屋妙葩が大塔に法華經三十三部と高麗物佛舍利寶器を奉納したことは今所藏の寄進狀に明かなことで、義滿が本寺を厚く歸依したことから、妙葩もまたかくこの寺を崇敬するに至つたのであらう。

四

その後足利時代永享十年に失火して常行堂以下を焼き、寛永年間には仁王門も一旦焼失したと傳へられてゐる。寺領等に就いては南北朝時代當寺中興の頃には播磨福田保、藍庄、吉川下御庄、丹波小野原庄市原、東這田庄黒田郷、吉田本庄、但馬氣比水上庄等が寺領であつたこと

が年貢送狀によつて知らるゝのであるが、相當に廣大であつたと想像せられ、僧房子院も多く一時は三百六十坊あつたとも云はれてゐる。後足利時代の末諸國寺院の所領が地方豪族に略奪せらるゝ頃となつて、本寺もまたその厄に遭ひ、一時衰運に傾いたが、徳川時代の初めには、



第十圖 赤松則祐奉狀

なほ六十五坊あつた。明治維新に至り、寺領山林田畠の土地を命ぜらるゝに及んで、寺運更らに傾き、明治三年塔中十一ヶ院の焼失に端を發し、十四年に二ヶ院を焼き、同四十年十一月には大塔炎上し、十四年山門を焼き、翌大正二年八月山火の延焼にかゝり、諸堂伽藍が惜しくも悉く災に遭ひ、遂に一山焼土と化するの慘事を呈した。

然るに現貫主清水谷善照師がこの名利復興の大業を企て、巨額の淨財を求め、大正六年度、大正九年度、大正十三年度の三期に分ちて諸堂塔の再興のこ

五

と成就し、現時の如き輪奐の美を呈するに至つた。

本寺は斯く由緒深い古刹であるから、山上の淨域には歴史上の遺跡が尠くない。源義經や辨慶法師の

傳説を傳へる辨慶の力石や、千人岩、天狗の腰掛岩などはそれで、壽永三年源義經の三草山攻撃戦の名残りとしてされてゐる。又鎌倉時代の初め、我國に臨濟禪を傳へた僧榮西は嘗て當寺の長吏であつたことがあつたが、今大塔裏の龍池と稱する小池は榮西の祈雨の遺跡で、こゝに八大龍王出現したと傳へらるゝものである。尙今本寺の所蔵にかゝる文書に清水寺境域圖があつてその四至勝示が記載せられ、建永元年二月九日の日附の下に、時の長吏榮西の名が録せられてゐるが、建永元年は四月二十七日を以て改元せられたので、二月九日は勿論元久の年號であるべき筈で、この文書はその他より見てやゝ疑ふべきもので、住吉社との境界争論のために後に作爲せられたと思はれる。又本堂の近くに立てる三界萬靈塔には、慶長七年の刻銘があつて、金石文として珍重すべく、それに並んで芭蕉の句碑があり「明月やどの山みても、皆ひくき」と刻まれてゐる。

しかし史蹟として特に注意すべきものは赤松氏範墓であらねばならぬ。徳海上人が寶永三年に書いた「赤松起」によるとこの御嶽山の東嶺丹波坂に赤松氏範父子五人の石塔婆があつて、俗にこの所を霜臺尾と云ひ、攝津有馬郡に變災あればこの山ノ尾の虚空が鳴動したと記し、後追善料所として有馬郡中ノ庄、東賀茂村之内田地二丁が寄進せられてゐたと。現在の墓碑は後世の修造にかゝるもので往年のものではない、而も大正の火災に遭つていたく破損されてゐる。永く南朝の爲王事に盡した忠臣の遺跡としてこれを顯彰し保存すべき必要が認められ、近時墓域修補の計畫が企てられてゐるのは喜ばしいことである。今序を以て簡単に氏範の事蹟を左に

記して置かう。

赤松氏範は則村の四男で、勇者を以て聞えた。父則村の死後、諸兄との間が疎隔し、氏範は早く南朝に歸順し、攝津中島、有馬、備前馬屋郷を領してゐた(太平記、赤松系圖)。正平八年には中納言四條隆俊に従つて尊氏の子足利義詮を京都に攻めて、義詮を敗走せしめたことがあり、後村上天皇の正平十年には南朝に降つた山名時氏と共に足利直冬に従つて義詮を攻め、又此時尊氏とも戦つた(太平記)。同正平十五年畠山國清が吉野皇居を犯した時、氏範は吉野十八郷の兵を率ひて、征夷將軍陸良親王の軍に従つて敵を防いだ。後陸良親王が反せられたので、後村上天皇は前關白二條師基をして親王を討たしめられた。この時氏範は十八郷の兵を卒ゐてゐたが遂に敗れて郷里播磨に歸つた(太平記)。かくて正平二十四年氏範は再び兵を中島に擧げたが、足利義満は氏範の兄則祐光範を遣つてこれを討たしめたので、氏範は天王寺に敗走し(花營三代記)、次いで元中三年播磨清水寺に戦つてまた敗れ、子氏春、家則、祐春、秀則の四人及び郎從百餘人と共に山中に自刃したのである(赤松系圖)。

六

現在本寺に所藏されてゐる古文書記録は平安時代より慶長寛文頃に至るまで數百數通あつて中には貴重なものが多い。本調査委員はいまだ全部に涉りて詳細なる考察を遂げる機會を失つてゐるがそれは必ず後日を期したい。

又最後に特筆すべきことは、圖版に掲げた観音立像で、昭和五年三月境内修補の折、老杉の

古株を掘起して、この靈像が発見されたのであつて、高さ約十八種、臺座四種餘の金銅立像である。尊容を拜するに恐らく白鳳期乃至奈良初期の製作にかゝるものと察せらる。本寺の復興漸く完成を告げ、寺運まことに昌んとなり、往時の盛觀を偲ばしむる時、この優秀なる靈像の出現は最も奇瑞と云はねばならない。今この像は本堂に安置されてゐる。

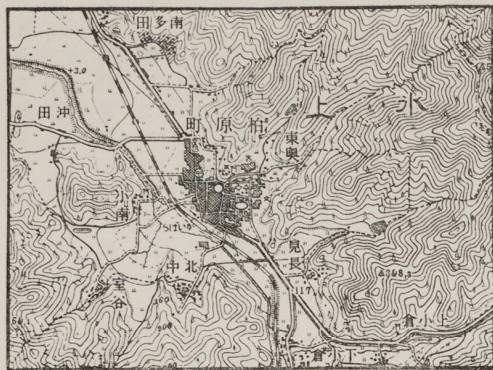
(魚澄委員)

氷上郡

第三 柏原八幡神社

一

〔圖版第十八—第廿〕



圖形地近附町原柏 圖一十第

丹波國は中古以來京都の北門として山陰の咽喉を要扼し、京都の經營上には直ちに關係を有する重要な位置であつた。而かも亦一には豪族の潛勢力を興しうる地として已に足利尊氏や明智光秀の如き例をもあげることが出来る。随つて山間の平野を利用する人文的發展の道も遠く早く開けてゐたものと考へられる。氷上郡は丹波の西偏で、主として佐治川(加古川)と竹田川(由良川)の二の流域に當り佐治川を西谷とし、竹田川を東谷とする。柏原は郡の南東部を占むる一小平野に位し其水は西北に流れて佐治川に入り遂に加古川となつて南する。誠に一小平野に過ぎないけれど早く地名は史籍に載せられ、いっしか郡内第一の都邑を形成するに至れるを見れば、其

人文開發の程度も察せらるゝのである。村岡良弼氏の日本地理志料によれば高山寺本和名抄によつて柏原の地を舉田郷(安久多)に擬してあるが吉田氏の地名辭書はこれを栗作郷となしてゐる。京洛屈指の大社たる石清水八幡宮は已に後三條天皇の延久四年以前において此地を庄園として領してゐた明證がある。現に此地には縣社八幡神社が今も鎮座し、古くより石清水八幡宮の別宮となつてゐる。

本員は昨夏此社に參詣し、若干の文書を點檢し、些か往古の姿を想像することが出來たので茲に其次第を記して、史蹟としての位置を明かにしたいと思ふのである。

二

縣社八幡神社は柏原町入船山に鎮座あり、市内丘陵の上に位する。社傳によれば、後一條天皇の萬壽元年に社殿を營み山城國石清水八幡より神靈を勸請すと傳へられる。此說略妥當と考へられる。元來柏原の地方は古く石清水八幡宮の社領であつた。其証に左の如きものがある。
太政官牒石清水八幡宮護國寺

宮寺所所庄園參拾肆箇處事

一應如舊領掌庄貳拾壹箇處事

中略

丹波國壹處 宇安田園 水上郡

田地 拾町

四至 東限山 南限見長里逆仔筒并粉山
西限津坂 北限毛坂山

右同符備、同勘奏備、宮寺牒水上東縣司、長元七年十一月廿九日狀云、檢舊記、別宮國家鎮護之砌、奉安置大菩薩御鉢奉修神事、爰舊司寄人他行之後、無相傳庄嚴之人、然問郷中比年早魃病患已以無絶、仍住人等祈禱之處、去治安三年六月五日御託宣云我八幡垂跡別宮、而住人不成其勤、因之我所致之禍難也云々、其後住人奉顯御鉢、造立神殿之後、五穀成熟郷土安穩者、同八年守源朝臣濟政依彼牒狀、奉免作田拾町并寄人貳拾人臨時雜役了、其後代々國司隨則免除、國司解狀云、免田參拾町之中拾町者、長元八年十二月始以奉免、貳拾町者、治曆二年所加免者、至于拾町之本免者、已在起請以前、可被裁許、新制以後貳拾町、早可隨停止者、同宣、奉勅件庄田拾町如舊免除、但至于新免田貳拾町、宜從停止者

中略

以前庄園如件、國宣承知、依宣行之者、宮寺承知牒到准狀、故牒

延久四年九月五日

修理左宮城判官 正五位下行主計頭兼左大史竿博士和泉守小槻宿禰(花押)牒

防鴨河使右少辨正五位下兼行左衛門權佐東宮學士備中介大江朝臣(匡房)

即ち安田園の四至を察するに、此は後の柏原庄の舊地と考定されるのである(水上郡誌莊園の條)。且又長元七年の狀に舊記を引いて説かれた所の治安三年六月五日の八幡宮の御託宣によ

れば住人その勤をなさざるの故を以て禍難を致さしめたのであるとのことであつたから、其後此地方の住人更に改めて神殿を造立し、五穀の成熟して郷土の安穩ならんことを祈つたといふ事情を察すれば柏原の地は古く、石清水の社領であり、社領統制の一補助機關として夙に別宮御造立のことのあつたのは充分に察するを得べく、此に於てか社傳の萬壽元年造立説は肯定して差支ないと思へらる。

次に然らば柏原と呼ばれたのは何時代かといふに、保元三年十二月三日の左辨官下文に石清水八幡宮并に宿院極樂寺庄園内の領家預所等の異論を致し掠領を企つるを停止したものに據ると

丹波國 柏原別宮

と明記されてあるのを觀れば其時代已に柏原の稱呼のあつたのは明かである。更に柏原庄の初見は

當宮神官久弘忠康法師相論丹波國柏原庄所職等事如此神領下職之類、非 聖斷之限、可令
存知給之旨、御氣色所候也、仍執達如件

弘安九年三月十二日

皇后宮大進頼藤

八幡別當法印御房

右の後宇多天皇綸旨を以てそれとする。即ち延久四年に安田園とあるのが柏原の故地なることを類推せしめ、併せて石清水御分靈の勸請を肯定せしめ、保元三年の文書によつて柏原別宮を

確認することを得、更に弘安九年に至つて庄名を證することが出来るのである。

猶柏原庄が引續いて石清水社領なりしことは「石清水文書」の一「丹波國柏原庄御下知」と題する文書目録の内に弘安、正應、文和、貞治の年號あるものを以ても證することが出来る。或は細川勝元の書狀、同禁制寫乃至天文二年十二月に於ける柏原庄公文名算用狀等孰れも參考史料として重んずべきものである。

中世における石清水社の所領は實に他社の比でなく、後三條天皇の頃には三十四莊を數へることが出来る。此の全國に亘る所領統制を如何なる方法によつて行つたかは大に注意すべき問題である。預所・下司・公文等庄官の統督もさることながら、人事以外の方法として領内適當な場所に本社と祭神を同じくする末社を造營して精神的にも一楔點を結んで置くこと、石清水社の場合はこれを別宮と呼び、これを其地方一帯の鎮守と仰ぎこれによつて本支の因縁を固め信仰を媒として相互の聯繫を圖り五穀の豐熟を祈り、併せて庄内の安穩と和樂とを圖つたのであつた。斯の如くにして保元三年の頃には十八ヶ國に亘り三十五所の別宮を數へることが出来る。我兵庫縣に於ても當時已に丹波に柏原別宮、但馬に安良・伊福・龜・榊・勝樂寺・室尾・熊次の各別宮、播磨に魚吹別宮を數へることが出来る。宮地博士に據れば鎌倉時代になると三十ヶ國に亘り六十四別宮の多きに達するといふ。

本報告曩に第五輯に淡路島飼別宮のことを記し、第七輯に中村委員亦播磨の松原別宮を記されたが何れも石清水本社と特殊の關係ある別宮なることを明かにしたものである。社寺當事者

が如何に社寺領の經營に腐心したであらうことは讀者の想像を以て察知せられて宜いことゝ思ふ。

中村直勝氏は雜誌「歴史と地理」第二十二卷第五號(昭和三年十一月)に「社寺領の統制について」と題し此の問題に論及し

A 社寺が其領地に末社末寺を置くこと

B 末社末寺に本社本寺の神官僧侶又は一門子弟を止住せしめて双方の融和圓滑を圖ること

C 本社本寺の建物什寶諸器具の類を隨時末社末寺に贈與して双方の便宜を圖ること

等を擧げて論ぜられてゐるが面白い觀察であると思ふ。

三

次に當神社に所藏する勸進帳一冊について説明しよう。これは折本仕立長さ二米・二四種現存幅三〇・三種のもので文祿四年七月僧澄運の筆録に係はるものである。惜しい哉卷頭若干を亡失してゐるが當神社の戰國時代末の情勢を窺ふに必須のものである。左に其の全文を掲げる

……………(卷頭亡失)……………

雖爲要害堅固種々不思議惟。是正月上旬厚雪降積可振面無様之處天主邊其外屋形廻廻她數多出夜々腦城守或動山河或虛空呼喚日夜消肝耳也此通日向守光秀伺奉行衆候處有無之儀不取分即時有破城天正九年己九月中旬金山被引取萬民苦勞難宣舌上六月一日日向守者企謀叛信長公者都三條本能寺構居城被成御座候處六月二日卯刻奉成生害恣欲覆天下處羽柴筑前守秀吉者信

長公依爲郎等給西國院宣備中國高松云處在居陣國々諸侍引卒被加御下知折節惡事千里走候哉京都雜說被聞食届彼表廻調略立入和謨彌取靜緩々諸軍勢力付不移時日被成御上洛山崎寶寺有着陣日向守光秀者青龍寺構楯籠平及鉾楯欲決勝負之處無子細諸勢追崩日向守光秀腹切瀑骸候事は又六月十三日也當社燒亡月日不相替上者神慮御威光眼前無疑儀風聞候就中羽柴筑前守秀吉公者治一天案内保御代給其比御内侍堀尾毛介云侍當郡被成御異見付當社由來委御尋候間右趣寄妙之子細申上候處一々被聞食分不斜有御信仰元來乍濁世云日月者未地落給況爲神國間秀吉公爲御祈願所先假殿可造立之由依仰拋萬端當山十二尺餘削捨曳御注連地鎮作法令執行天正十年八月十一日假殿令新建立同十四日勸請申十五日放生會之形儀相動爲貴賤群集運歩於社壇輩相叶諸願忽者也

爰澄運法印加様時節命存一度破滅所令再興事者併依佛意神慮加護思銘魂肝感涙浸双袖耳也此趣爲令末代覺知大形書記所如件

一推鐘 秀吉公御内石河木兵衛寄進也

爲御禮物綿二把代物二貫遣候也

一御本社柱小倉山令木取引寄事氏子其外從在々合力籠迄引付也柱者願人在之天正十一年三月

廿一日柱立同廿七日御棟上御祝儀アリ

コミ板垂木裏板打上先萱葺也天正十二年甲少日損十二月勤行所柱立同十三年乙飯米床造立七月潤

一御籠竹爰元無之付蘆田甚太夫寄進糸縁當町徳右衛門内野、カ、ト云後家願人也
編衆當庄細工人也

一内神、壘十一帳半數也中村壽光庵寄進也
一勤行所之縁付十枚菴教善寄進也

一御神體事京八幡山横坊橋本坊梅本坊與我々弟子中將公無御等閑付當社事相談御神奉請下
八月十一日金山迄氏子共上下萬民無練御迎罷出美々敷様子、御幸御座候同十四日戌剋御遷
宮畢

寺僧無之間神池寺衆今瀧寺衆胎藏寺衆佐路岩屋寺衆有御集會御出仕中僧正法印其外智職達
御座へ三社御神體愚僧被仰付候間任御意乍恐奉令安置畢同十五日御祭禮貴賤群集當社之
號供養御能有之初大夫矢田大夫其外町衆畢能數多有之誠驚耳目體候諸願成就佛法繁昌寺中
安全庄内快樂所如件

于時文祿四年七月吉祥日澄運法印敬白

生年六十八歳 澄 運 (花押)

右によれば天正十年八月十一日先以て新に假殿を建て十四日御神體を勸請したが一方御本社の
造營も着々進み、天正十三年八月十四日正遷宮あり。三社(息長足姫命三柱之命譽田別命)の
御神體は京石清水八幡宮より勸請したことが明記せられ、翌八月十五日祝祭執行貴賤老若群集
して大賑を呈し、以て佛法繁昌庄内快樂の實現躍如として眼前に髣髴たるものがある。此の社

殿は即ち現存のそれである。本殿は三間社流造でこれに四間三面入母屋造の拜殿を連接したも
の、屋根の伏圖は權現造の一部をなせるが如き形式を表現し、大に變化ある形態を現はせるは
珍重すべく本拜殿細部の繪様彫刻は甚だ艶麗且華美の氣分が現はれ、手法の雄健なると相俟つ
て能く桃山期の時代精神表現を窺ふに足るものがあり、丹波の山間にも猶能く豊臣氏の豪快な
る氣分の反映を看取することを得るは甚だ愉快である。現在國寶建造物に指定されてある。

さて勸進帳に記されたる文言は如上であるが其前文に於て創立以來の由緒を説かれてあつた
と思ふ所が欠けてゐるのは遺憾に堪へない。乍併吾人はこの室町末期の記録によつて略當神社
創立の一斑を推察し得ることを喜ぶものである。

當社には戰國末の古文書二十餘通を所藏してゐる。大部分は當時の地方有力者の土地寄進狀
である。

就中永祿七年郡内の豪族赤井刑部幸家のそれが見える。又土地寄進によつて武運長久を祈つ
てゐる者が多いのは當時の世相を察することが出来る。近江北郡住中島彌九郎、近江多田總介
直種、尾張葉栗郡西小熊野庄武山猪右衛門など比較的遠國の人々も多い。これらは後にて説く
堀尾氏などの如く各地に轉戦せし武士であらうか。

左に掲ぐるは堀尾茂助の文書である。

丹波國氷上郡柏原別宮八幡宮寄進田之事

合壹段者在坪 石負内柏原近所

右御下地者 爲當知行奉寄進八幡宮處實也然者於神前武運長久御祈念所仰候仍永代寄進狀如件

天正十年十一月吉日

堀尾毛介

花押

八幡山

西坊參

堀尾茂助が此社信仰の一人たることは前記勸進帳にも見えてゐるが氷上郡誌は茂助を以て秀吉の命を承けて當社を再建した者と記してある。(同著下巻社寺一三五六頁) 茂助は尾張供御所の産秀吉家康等に屬し攻城野戰に殊功を建て遂に出雲隱岐二十四萬石に封ぜられた人、慶長十六年卒、年六十九歳であつた。而してこの天正十年の交は秀吉に従ひて備中の役にあり又光秀の軍を天王山に討ちて功あり、丹波思江に田三千五百石を賜つた頃であり柏原別宮に關係あつたのも偶然ではない。

序でながら書加へたいのは吉晴の子金助のことである。金助は天正十八年秀吉の小田原攻に従軍するため十八歳の年を以て當時四十八歳の父吉晴につれられて出向したのであつたが不幸陣中に病死した。母哀傷措かず、後年金助の爲に尾張熱田に裁斷橋を架した。今も此橋の擬寶珠には老母が子を思ふ涙の結晶たる金石文が刻まれてゐる。此事は濱田青陵博士の「橋と塔」にあはれる物語として記されてゐる。直接本考に關係なきも當にこの一齣のローマンスに感ずるの餘り吉晴を記してこの事に及んだ。

四

當神社の別當寺たりし八幡山乘寶寺は今も社より程近き山裾にある。眞言宗に屬し寶城院末

である。龜山天皇の御宇に宗秀上人の再建する所と傳へられ、其後天文年中秀賢上人中興、續て天正の兵火に焼亡し秀吉再建して澄運(八幡神社所藏の勸進帳署名の人)中興開山となつたと云ふ。

今當寺に國寶二點がある。一は大威徳陀羅尼經一卷であつて卷第十六に當り、奥書に仁平四年五月一日

正四位下行美作守藤原朝臣家長

とあり紺紙に金泥もて記された適麗なる經卷である。仁平四年は久壽元年で近衛天皇の御宇、末期とはいひながら平安朝の優雅な筆致を鮮かに窺ふことが出来る。今一つは法華經八卷で、その第八卷目の奥書には左の如く記されてゐる。

願主

女幡萬代
僧辯慶

八幡宮

奉施入 金字妙法蓮華經壹部捌卷

右者爲當 八幡三所大菩薩上宮牛頭天王部類眷屬法樂莊嚴威光倍增 次者庄内安穩諸人殊者信心女大施主幡萬代大法主僧辯慶臨終正念住生之故也惣者六道四生成佛得道之由此二人願主者 母幡萬代類谷村住人 子息僧辯慶當社住人

建長五年癸丑六月十五日 此本施入者也

紫紙に金泥もて記されてある。施入の建長五年は後深草天皇の御宇時頼が鎌倉の執權時代で

ある。併しながら經卷其のものの年代は正しく平安末期を下らざるものと思はれ、實に高雅な氣品を備へた尤物である。吾等がこれを相見した時は炎熱酷烈の夏日であつたが優麗なる筆致に萬斛の涼味を感じたことであつた。

幡萬代の住所頸谷村とは果して何地であるか今詳かに知るを得ざるを遺憾とするが、私をして謂はしむれば或は是等が山城石清水の社頭邊から贈られたものではあるまいか。但これは單なる想像ではあるが。

當八幡神社の附近下町と八幡山との間に別當寺たりし極樂寺舊跡と傳ふる地があり維新までは彌勒の堂宇が遺つて居り附近の田畑に布目瓦の破片もあると氷上郡誌(町村誌の部)は記してゐる。

木崎好尙氏の大日本金石史に左の所載がある。

○丹波 柏原極樂寺鰐口

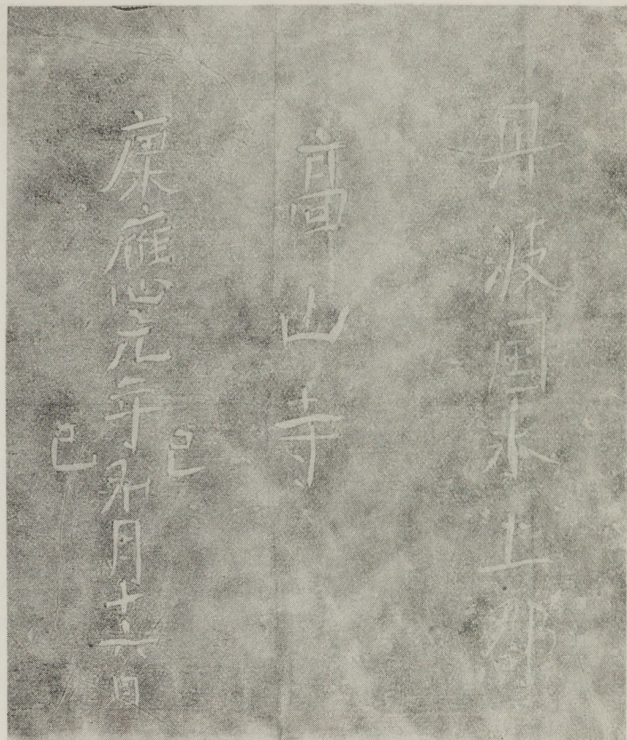
奉施入 丹波國氷上郡柏原庄平井村極樂寺鉢也

願主 助次郎 敬白

永享四年壬子十二月五日

これは今土佐國香美郡田村の細勝寺に傳へてゐることである。

次に柏原八幡境内にも鐘樓が有り内に架する鐘、古雅掬すべく、元來は氷上郡葛野村の高山寺の鐘であつたのを秀吉の頃社僧澄運請ふて寄附せしめたと傳へる。高八三三糶、口徑五三三糶、厚六糶。銘に



第二十圖 柏原八幡社高藏山寺鐘銘 (一)

丹波國氷上郡
高山寺

康應元年己卯月十六日

また一方には

奉寄進鐘事

新庄芳菴宗春大姉

長尾松室壽貞大姉

天文十二年癸卯四月十七日凡弟

とある。

また當神社の社後に三重塔一基巍然として聳えてゐる。應仁年間僧秀慶の創建といひ天正の兵火に焼けて再建萬治二年に火災ありて三建、文化に焼けて其十一

年に竣成したのが現存する。柏原平野の何地からも遠望するを得べく柏原の一偉觀たるに愧ぢない。以て往時の盛觀を察するに足る。



(二) 銘鐘寺山高藏社神幡八原柏 圖三十第

當神社に關連する考古資料は單に以上に止まらざるべきも一先づ如上を以て筆を擱く。

五

以上記する所によつて柏原八幡神社が中世以降石清水八幡と本支の關係あり、其庄民の崇敬を媒し、併せて社領統制に便するため別宮として親密の關係におかれてゐたことを學び得る。山城鴨社が其の御厨の地たる播磨室津に同じく鴨の社を造營し、祠官に本社祠官の支族を補したが如き例に鑑みて誠に興味を感ずる

のである。而して其の間此の別宮を通じて柏原庄の庄民が首都に近き洛南鳩嶽の本社より受けし文化交渉によつて此の地方の文化層を高めたであらうことを私は充分に推測したい。此點當

(吉井委員)

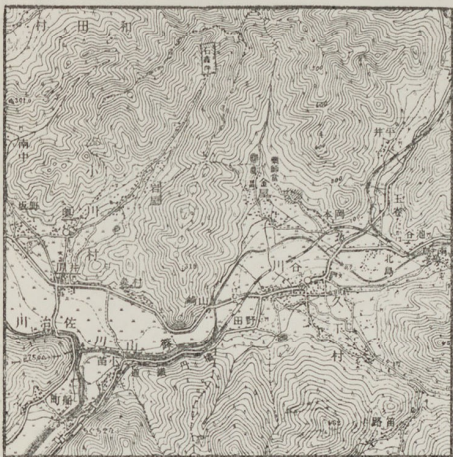
第四 石 龕 寺

〔圖版第廿一—第廿五〕

正平六年（觀應二年）正月十六日、直義の黨である桃井直常、山名時氏、石塔頼房等の諸將との拮抗に敗れた足利尊氏は義詮と共に京都をすて、僅かなる兵を率ひて丹波に走つた。前年より引續き紛亂を重ねて居た直義對高師直、師泰の抗争が遂に直義、直冬に對する尊氏・義詮・師直・師泰の争と化し、加ふるに南朝の勢力がこの間に介在して所謂天下三分の形勢をなして居たのであつたが、此の頗る複雑せる紛争が激化した結果であつた。

太平記は此の事態を次の如く記して居る。

將軍都へ立歸給て、桃井合戦に打負ぬれば今は八幡の御敵共も大略將軍へぞ馳參らんと、諸人推量を廻して、今はかうと思はれけるに案に相違して、十五日の夜半許に、京都の勢大半落て



第四十圖 石龕寺附近地形圖

八幡の勢にぞ加ける。こはそも何事ぞ、戦に利あれば、御方の兵彌敵になる事は、よく早尊氏を背く者多かりける。角ては洛中にて再戦を致し難し、晋西國の方へ引退て、中國の勢を催し、東國の者共に牒じ合せ、却て敵を攻ばやと、將軍頻に仰あれば、諸人可然覺え候と同じて正月十六日の早且に丹波路を西へ落給ふ。（註一）

かくて尊氏は丹波路を西し轉じて播磨に入り書寫山に據つたのである。他方義詮の動靜に關しては、さきの太平記の記述に引き續く記事に以下の如く詳述されてある。

昨日は將軍都に立歸て、桃井戦に負しかば洛中には是を悦び、八幡には聞て悲む。今日は又將軍都を落給て、桃井廳て入替ると聞えしかば、八幡には是を悦び洛中には潜に悲む。吉凶は糺へる繩の如く、哀樂時を易たり、何を悦び何事を可歎共不定して、將軍は昨日都を東嶺の曉に霞と共に立隔り、今日は旅を山陰の夕の雲に引別て、西國へと赴き給けるが、名將一處に集らん事は、計略なきに似たりとて、御息宰相中將殿に仁木左京大夫頼章、舍弟右京大夫義長を相副て、二千餘騎丹波の井原石龕に留らる。此寺の衆徒元來無貳の志を存せしかば軍勢の兵糧、馬の糠藁に至るまで如山積上たり。此所は岩高く峰聳て、四方皆峻岨なれば城廓の便も心安く覺えたる上、萩野、波波伯部、久下、長澤、一人も不殘馳參て、日夜用心隙無りければ、他日窮困の軍勢共、唯翰鳥の激を出て、轍魚の水を得たるが如くにて、暫心をぞ休ける。

此の記述は「相公登山し給し日より、岩龕寺の衆徒、座さまさず勝軍毘沙門の法をぞ行ける」

と續けられて、院主雲曉僧都が相公と對面し、毘沙門の功德を説いた次第が叙せられ、最後に此等の奇特世の知處人の仰ぐ處にて候へば御不審あるべきに非ず、然るに今武將幸に多門示現の靈地に御陣を召れ候事、古の佳例に違まじきにて候へば、天下を一時に鎮られて、敵軍を千里の外に掃はれん事、何の疑か候べきと誠に憑しげに被申たりければ相公信心を發れて丹波國小川庄を被寄附、永代の寺領にぞ被成ける。

と云ふ文を以て終つて居る。

(註一) 太平記卷廿九 將軍親子御退出事附井原石窟事の章

二

太平記に云ふ所の井原石窟(又石窟と書す)即石窟寺は丹波國米上郡小川村に所在する。井原なる名は現今は小川村の一村落の字名として用ひられて居るのであるが、實は古くは現在の小川村並びに西隣の和田村の地域を占めて居た郷の名である。(註一)この井原郷後に井原莊と成るのであつて太平記が寺號に冠するに井原と云ふは此の莊名を以つてしたのである。尙此の名は同時に莊内の一邑の名でもあつた事が井原莊を形成する六邑中に井原なる邑名の見ゆる所より知る事が出来るから(註二)現在の字名はこの邑名が残つたものであらう。

さて小川村は郡の西南隅、篠山川の北岸、佐治川の東岸に位置する。多紀郡の東邊に源を發して殆んど正しく西流し來る篠山川が、郡の中央部を南下して來る佐治川と合流して、加古川の上流を形成する地點は、小川村の中心である井原の直ぐ南にあつて居る。寺はこの井原よ

り北東にあたる山中にあり。溪流に沿へる爪先上りの阪道を行く事約二十町にして達する事が出来る。

現在眞言宗に屬し山門・毘沙門堂・氏神燒尾明神及び藥師堂がある。寺域内は、岩石重疊の狀をなし、堂舎は僅かな平地にたてられ、四圍又峻峰にかこまれて居てその地勢は人をして太平記の記述を思ひ起さしめるに充分である。

(註一) 大日本地名辭書に「(高山寺本) 和名抄「米上郡西縣井原郷調爲波良。今小川村和田村是なり。譽田の西南にして播

州多可郡界に接し佐治川の西岸に涉る」とあり

(註二) 大日本史國郡志に「井原。今井原莊屬村六在譽田西南、延元中曰井原莊。久下文書」とあり

(註三) 日本地理志料に「丹波志云、今井原郷、領三井原、村森、岩屋、奥、野阪、中村、六邑」とあり

三

本寺の創立並びにその後の沿革に就いては之を語るべき古文書古記録殆んど全く湮滅し只僅かに足利尊氏の御教書二通と徳川時代中葉の文書數通を傳ふるのみであり、且本寺に關する史籍の記載亦かの太平記の一章以外に全くなき状態であるから之を明瞭になし得べくもない。しかしながら奇とすべきは古文書古記録の全く失はれしに反して寺寶として傳ふる遺物中に中世の遺品比較的多く遺存し、しかも記銘を有する事に依つてその學的價值を高からしめて居るもの、存在する事である。以下之等の遺物を年代的に記述しつゝ、臆げながらも當寺の沿革をあげづける事を試み度い。がしかし之等の遺物は積極的に往時の状態を説明する史料たるを得ないのであるから、徒らに隔靴搔痒の感を強くするのみたるを免れざるも亦止むを得ざる事であ

らう。

寺傳に依れば當寺は用明天皇の御宇丁未の年聖德太子の開基にかゝると云ひその次第を次の如くに云つて居る。即太子、毘沙門の像を自刻し給ひ、之を甲の眞甲に戴きて守屋を退治されたがこの時、毘沙門空中に飛び去つた。後年、太子諸國を遊化し給ひし時、この山の頂上より光彩を放つものがあるので到つて拜すれば即さきの毘沙門天がゐりました。よりにて此山を頭光のヶ嶽と名付け一堂一院を建立して尊像を安置し奉り則ち岩屋山石龕寺と號した。今の寺の位置の東方八丁の山上に岩窟あり。是れ一堂一院を建立し給ひしあとであると。

此の事勿論一の説話に過ぎず、たゞ先きに引ける太平記の記事と考へあはせて、古くより此の寺が毘沙門信仰を中心として居たであらうと云ふ事を想はしめるに過ぎない。

寺傳には又、村上天皇當山の本尊の靈驗を聞き召して多くの伽藍を建立あり、小野道風に勅して額を下し給ひ此の寺の山門に掲げしめられたと云つて居り現に寺寶中に道風筆と稱する額がある。之亦寺傳であつて史實とする事は出来ぬのは云ふまでもない。しかし道風筆と傳へる扁額は頗る古色を存し堂々たるものである。圖版第廿二は即ちそれである。

額の大きさ、竪一米二一釐、横六五・八釐、額縁内にはめ込みの板、竪七八・八釐、横四三・四釐あり。此板上に布をはり、石龕寺と書いてある。道風筆なる事はもとより信づるに足らないが藤原時代の製作にかゝるものとなす事は得べくいづれにせよ當寺に現存する遺品中最も古さみのたるは疑なき所である。

確實なる史料として最も古きものは、仁治三年、大佛師定慶及び數名の小佛師によつて造立された事を胎内の記銘に依つて明かにして居る所の現在山門にある金剛力士像二軀である。之に就ては後に項を立てて詳述するから此處には述べない。只當時一流の佛工によつて造像が行はれた事實は當時に於ける寺運の一斑を語るものとすべきであらう。

以上述べし所が南北朝以前の當寺に就いて知り得るすべてである。寧ろ知り得ざると等しき感あるは誠に遺憾である。

四

次に南北朝時代の當寺の事に就て考察をし度いと思ふのであるが、それを爲す前に當寺の地理上の位置を再び考へる必要がある。

先に述べた様に此の寺の直ぐ南が篠山川と佐治川との合流點である事は、當寺が人文地理上重要な位置に所在する事を意味する。

具體的に云ふと、京都西部に發して大堰川を廻り、山城丹波の國境にて篠山川の上流に出で此の川の作る溪に沿つて西に走る道路は此の地點に於て分岐し一は佐治川を廻つて北西の方向即但馬方面に向ふものとなり、他は篠山川が加古川と成ると共に新にこの川の流れて沿ひて南折し、國境を越えて播磨に入るものと成る。後者は即京都より丹波を経て播磨に入る道路として歴史的に重要なものであるから此の分岐點及びその附近の交通上の重要性も従つて大なるわけである。

南北朝の戦亂の時にあたつて、此の交通路が軍事上重要な意味を持つたであらうと云ふ事は容易に考へられる。従つてその交通路上の一要點に近く位置する此の寺が丹波播磨を勢力範圍として居た足利氏と交渉を有したであらう事も想像し得る所である。かゝる豫想の下にこゝにあぐべきは當寺所藏の唯一の古文書である足利尊氏の御教書二通である。左にそれをかゝげる。

凶徒對治祈禱事轉讀大般若經一部殊可被致精誠之狀如件

觀應元年七月廿八日

(尊氏)
(花) 押)

(圖版第廿二ノ二)

天下靜謐祈禱事近日殊可被致精誠之狀如件

文和三年十月廿三日

(尊氏)
(花) 押)

如何なる理由に依るか分らないが、共に左右上下が裁斷せられて受取人の名を欠いて居る。故に之を以て直ちに石龜寺宛のものと判斷する事は出来ない。しかし先述せる如き豫想設定を認め得るとなし、且太平記の語る史實と思ひ合せて考へるならば、此等の文書を以て尊氏が當寺をして敵徒の平定を祈らしめたものと解して差支へないと思ふ。大日本史料も亦此の二文書を「石龜寺文書」として収録し石龜寺に宛てたものとして取扱つて居る。(註)尙同書を見ると尊氏は觀應元年七月廿八日には前者と同文、又は殆んど同文の御教書を以て東寺・實相寺・神護寺・八坂

神社・西大寺・恩徳院(山城大通寺)・桂宮院・清水寺・岩屋寺(出雲)清和院に對して、又文和三年十月廿三日には後者と同文の御教書を以て清水寺に對してそれぞれ祈禱を命じて居る事を知る事が出来る。

次に當寺の歴史上に重要な事件である所の冒頭に述べたる義詮が當寺に籠つた事に就いて考へよう。義詮が西走の途中尊氏と別れて丹波に止まつた事は、「東寺王代記」に

二(觀應)同(正月)十六日將軍以下沒落於京都引退于丹波、將軍執事佐渡判官入道以下下向于播磨國、宰相中將仁木細川輩逗留于丹波

とあるのや、園太曆觀應二年三月十日の條に

宰相中將義詮、今夕自丹波上洛

とある事により確實なのであるがその留まれる場所に就いては之を石龜寺とせる太平記の記載以外に當時の記録文書に何等の記載がなく、且當寺もかの觀應元年の文書の他何等の史料を持たない。従つて太平記の記述は傍證すべき何ものもない次第である。しかしながら、當寺の地理的位置及び地形は、義詮の丹波に於ける一時の根據地を當寺にあてる事の妥當性を思はせるに充分であるから、太平記の記述を信じて可なりと思ふ。思ふに義詮は尊氏と共に丹波を西して此の地に到り、更に進んで播磨書寫に向ふ尊氏と別れ、京へ引返すにも播磨に入るにも最も便宜なる地點にして、しかも策戦上軍を留むるに最も有利な地勢にある此の寺を一時の根據地とし形勢の進展をうかゞつたのであらう。その後、やがて兩派の和議成立となり尊氏は二月廿

七日入京し義詮は少しおくれて三月十日に入京した事は園太曆以下の記録に詳しく記さるゝ所である。太平記には

將軍と高倉殿と御合躰有ければ、將軍は播磨より上洛し宰相中將義詮は丹波の石籠より上洛し

とある。さすれば彼の石籠寺滞在は三月上旬に及んだものと考へられる。(註二)

久下信太郎氏所藏の古文書中に左の文書がある。(註三)

(義詮)
花押

下久下彈正忠頼直

可令早領知丹波國心樂庄地頭職仙波三郎左衛門尉跡、并飛驒國宮石浦郷地頭職宅部左衛門尉跡

右以人爲勳功之賞所宛行也 守先例可致沙汰之狀 如件

觀應二年正月廿日

正月廿日はあたかも義詮が當寺に入つた頃にあたる。而して久下氏は當時丹波に住せる有力なる豪族の一であつて早くより足利氏に屬してゐた氏族であるから、此の紛亂に際しても義詮の下に來つて石籠寺の守備に加はり軍忠を致し、恩賞に與つたのであらう。尙大日本史料所收の久下文書を見ると同年二月十日にも久下時重及びその子貞重が義詮より勳功を賞せられ恩賞に與かつて居るからこの一族が義詮の丹波逗留中の有力なる勢力であつたのであらうと思はれるのである。(註四)

寺領として丹波國小川庄を永代寄進されたと云ふ事は史實として明確でない。寺領として寄進されたる丹波國小川庄と云ふのは古くは小川郷と云ひし地で丹波國桑田郡の西南部にあり。「大日本史國郡志」には「小川。今小川村、在郡西南後曰小川莊『太平記』」とあり「日本地理志料」には同地の條に「太平記、以丹波小川莊、施岩屋寺」とある。

現在石籠寺の所在する古く井原莊のあつた地を呼ぶに小川村と云ふのは恐らくは後世太平記によつて、小川莊なる莊を此の地と誤りその莊名を誤り用ひたのであると思ふ。現に大日本地名辭書にも「小川、和田の東にして井原村とも云へり、小川は庄號なるを今村名に轉ず」と記して居る。

尙此の時代には遺物として、尊氏寄附と傳ふる赤銅鐔口がある。直徑二十七・三釐左の銘文あり。

建武三年卯月三日 丹波國氷上郡

北朝の年號を用ひて居る事を注意すべきであらう。

以上を以て此の項を終ることにする。

(註一) 大日本史料第六編第十三及第十九所收

(註二) 太平記卷三十一「將軍御兄弟和睦事附天狗勢汰事」の章

(註三) 大日本史料第六編第十四觀應二年正月廿日の條所收

(註四) 同年二月十日の條に久下時重及び貞重の勳功を賞して時重に丹後某莊の地頭職、貞重に丹波河口莊内及小掠莊領家方跡を與ふる義詮の御教書二通(久下文書)掲載されてあり。



(本拓) 文銘木版羅茶曼界兩字梵 圖五十第

五

足利時代の當寺に關して述べ得る事は次の三つの遺物に就てのみである。

一は懸佛であつて直徑廿五・五種、臺板の背面に左の文字が墨で記されて居る。

應永二十一年十二月廿一日

奉懸辨才天御正體 一面

本願主一結衆敬白

第二は兩界梵字曼茶羅の版木である。之は大きさ豎九〇・三種、横五四・五種、厚さ三種の板の兩面に梵字兩界曼茶羅を刻せるもの。胎藏界曼茶羅の方の面の上部に於て

丹波國

石龜寺

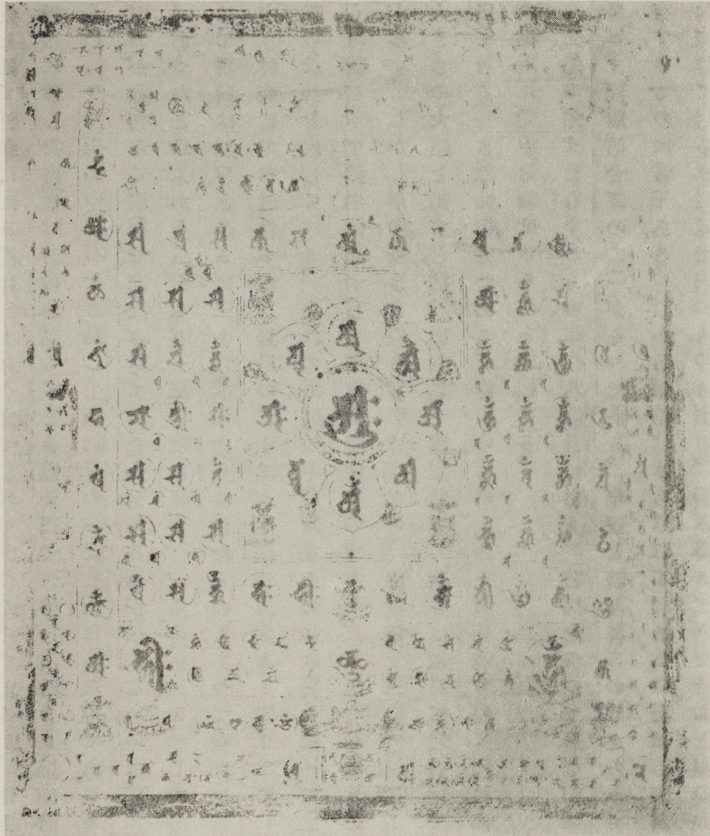
□住物也

應永八年

良□律師

と云ふ刻銘を判讀し得る。

第三は即井原より當寺に到る山中の參道の左右に見る所の町石であつて、そのうちの一つに



(るよに木版の永應) 羅茶曼界藏胎字梵 圖六十第

(八) 仲春正造立之

□町應永六年

願主乘卯

とあるので建設年代を知り得るものである。かゝる古き記銘を有する町石は比較的珍しく史蹟として注目すべきものであるからや、詳しく述べて見よう。此の町石はもと山上の毘沙門堂を起點として、井溝に沿へる參道上、井原足利

橋を経て村森に到る間に三十六本立てられてあつたのであるが、山上の毘沙門堂を山下即今の場所に移した時に町石の起點も新しき毘沙門堂に移し山門より毘沙門堂までの八ヶの町石をよろし従つて全部の町石を移動して全然その位置を新にしたのであると云ふ。であるからもとの町石が如何なる間數で配置されて居たかを知る事が出来ないのは誠に残念である。三十六町まであつたと云ふから三十六町一里の制に依り、一里の里程を示したものであつたのであらう。さて現狀は如何と云ふに三十六本の内失はれたものもあつて現在は岩屋に二十二本、井原に二本、村森に二本遺存する。岩屋の二十二本は毘沙門堂より二十二町の間配せられて現在も標識の役目を成して居る。それで刻銘の不明瞭なものには鑿を加へて之を修補せるあとがあるから町數を示す銘字は必ずしも建造當時のものではない。又遺存せるものも、多く形を損ぜるものが多い。しかし形の全きものもないではない。圖版第廿三の(二)に示すのは即その一である。大ききの大體を記すと柱石は幅二十四糎四方、高さは埋れて居るので不明であるが現在地上に出て居る長さは九〇糎である。圖版のものゝ如く龜様のものゝ内に佛鉢を浮刻せるものと、その場所に梵字を刻せるものと二様ある。

前述の銘文を有するものは今八町目にあり、首部を失つて居るが幸ひに記銘は明瞭に残つて居る。圖版第廿三の(二)がそれである。年號を読み得るのは之のみであるが尙此の他に記銘を有するものは若干ある。しかし風雨にさらされて居る爲に磨滅し容易に判讀出来ない。又地中に埋れて居る爲發見出來ぬものもある。讀み得る文字を拾ふと左の如くである。

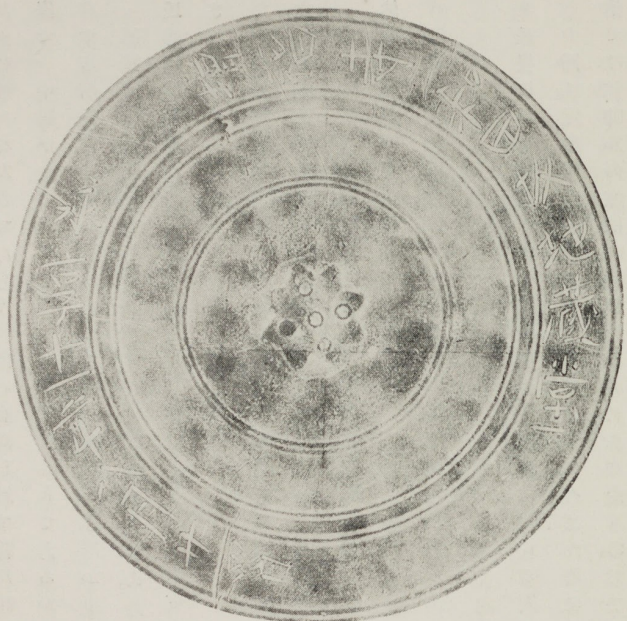
- (二町) 常光
- (三町) 祐高大高
- (十三町) 明惠 □ □ ……
- (十六町) 清實
- (十八町) 願主清實
- (十九町) 念佛 □ □
- (廿一町) 沙彌淨心

蓋しいづれも願主の名前であらう。

要するにこの町石は比較的古き金石文を有する點に於て町石研究上又金石史上の一資料たる價値を有するものである。

尙この時代のものに

永享十一年八月廿四日 和田坂地藏堂
と云ふ銘を有する直徑二十一糎の鐔



(藏寺龜石) 口鐔堂藏地坂田和 圖七十第

口がある。之は當寺のものではないが今當寺に所藏されて居るから追記しておく。

六

以上述べ來つた様な史實や遺物に依つてかすかながらも推察され得る往時の石龜寺の寺運が衰へ、堂塔又廢頽に歸したのは文安天正年間の事であると云ふ。思ふに戰國亂離の世にあつて兵火に焼かれたのであらう。此の衰頽を経て徳川時代に入るのであるが寛永年間に明覺上人が出で、中興が企てられた。彼が如何なる人であるか明かでないが寛永十二年三月七日の日附を有する明覺言上狀一通があつて彼が中興の志厚かりし事を語つて居る。

延寶五年(寛文十二年より四十年後)住持範榮の時の書キ上ゲには、毘沙門堂・鐘樓堂・藥師堂・氏神燒尾明神・拜殿の五つが記載されて居る。恐らく之等の諸堂が明覺によつて再建又は修復されたのであらう。

降つて寶曆年間住持尊榮の時に毘沙門堂又回祿にかゝつた。それでこゝに方五尺の小堂を建立し此處を毘沙門奥院と稱し、毘沙門堂は山下に移したと云ふ。

山上の鐘樓や奥院は之より後次第に荒廢したらしく現在は全くその跡を止めて居ない。只自然の岩窟が存するのみである。

現在の毘沙門堂は、安政六年の再建棟札があるから此の時の建築にかゝるものと思ふ。

七

最後に本寺に現存する遺物中最も注意に價する所の山門の仁王像に就て述べ度い。

山門は毘沙門堂の南二丁、參道を登りつめた所にあり。葦葺の四注造りである。此の門は寺傳では往時かの道風の勅額を掲げてあつたもので二層の樓門であつたが寛永年中明覺上人の再

興の時大修繕が加へられ、その際二階の分を略して現在の形に成したものであると説明して居る。今就きて見るに大部分は近き時代の造營にかゝる事が一見して分るものであるが、たゞ徳川以前のものと見られる組物や、よき形と彫刻を有する藝股などがある事から、此の建築のみは火災を免れ、寛永年中再建の時に古き材料が部分的に用ひられて築造されたものなる事を推察し得るのである。

門の左右に安置さるゝ金剛二力士像は木彫寄木造にして共に高サ約三米六〇あり。可成甚だしき破損と後世の修補、殊に上半部が後世に塗りかへた不快な色彩の紅殻によつて厚くぬり覆はれて居る爲に一見甚だ平凡の如きも、かゝる事を考慮しつゝ尙仔細に之を見れば姿勢雄偉にして面相よく忿怒の相を表現し、衣紋等の彫法も亦簡勁、仁王像として可成優秀なる作品なる事を發見する事が出来る。(圖版第廿五・六)

此の二像は寺傳では古くより運慶の作と傳へて居たのであつたが、大正十二年偶然の機會より二軀共に胎内に墨書銘の存在する事が發見され、造像の次第が明かにされるに到つた。銘記は胎内の背面に墨書されて居り背部にある七寸角位の穴を通じて辛じて判續し得る。次に記すが即それである。

(東側)

丹波國

石龜寺南大門金剛力士造立次第

大佛師南方派肥後法橋定慶生年

五十九小佛師甲斐檢校貞明伊賀檢校

朝慶丹後別當定智伊勢□春慶

當山住木寄番匠僧鏡西

仁治三年^{歲次}三月廿一日始之

院主金剛佛子實俊

學頭出雲立者金剛佛子慶徹

同五月十三日木造畢

勸進聖人 勝豪

(西側)

丹波國

石籠寺南大門金剛力士造立次第

大佛師南方派肥後法橋定慶生年五十九

小佛師甲斐檢校貞明 伊賀檢校朝慶

丹後別當定智 伊勢□春慶 當山住

木寄番匠僧鏡西

仁治三年^{壬寅}三月二十一日

院主金剛佛子實俊

學頭比叡山住金剛佛子出雲立者慶徹

勸進聖人勝豪

造像の年月日とこれに關係せる人の名、及びそれに要せる日數を知る事が出來、誠に貴重な史料である。

定慶は七條佛所第六代の佛師運慶の第二子にして始め康運と云ひ兄湛慶と共に早くより父に従つて造像に従事し、建久年間より建長年間に到る六十餘年の長きに涉つて活動した佛師である。その手腕は父や兄にあへて劣らず多くの優秀なる作品を残して居る。例へば彼の作たる確證を有する興福寺の維摩居士の像の如き、同寺西金堂の金剛力士像の如き、同じく興福寺の梵天及び之と一對をなすべき益田男爵家藏の帝釋天の如きいづれも鎌倉時代の木彫藝術の粹を示すものである。

小佛師貞明・朝慶・定智・春慶及び當山關係の鏡西・實俊・慶徹・勝豪が如何なる人であつたかは今余の知るかぎりでは何等知る所がない。四名の小佛師は恐らく定慶の弟子で當時南都や京に於て造像に参加して居た多數の佛師中の人物であらう。

此の像がかゝる人々の手に依つて作られたとするならばその作が平凡ならざるはむしろ當然の事であらう。

こゝに注意せねばならないのは此の銘記に一つの疑問が存して居る事である。それは定慶の

生年を五十九とせる點である。尤も定慶の生年や没年は明かでないのであるが、此の疑問は次の點より生じるのである。

現存せる定慶の作中銘記に依つて正確にその造像の年を知り得るもので最も古きものは建久七年に作られた興福寺東金堂の維摩居士の像である。之は先きに云つた様に彼の作品中の傑作で、鎌倉時代の特徴を發揮したこの期の代表作として美術史家に推賞されるものである。建久七年は仁治三年より四十六年前であるから彼が仁治三年五十九歳であつたとすると建久七年は十三歳にあたるわけであり、十三歳の少年にかゝる名作が作れるとは考へられない事であるから之は不可解の事とせねばならない。又記録上より考察するに「東實記」に東寺南大門の事を記録して居るうちに次の記載が見える。

金剛力士

大佛師康譽法眼注進云

二王作者

惣大佛師

運慶

金剛

東運慶

力士

西湛慶

但子息等加造乎云々 運慶子息六人湛慶康運康辨康勝運賀云々、運慶始而補東寺大佛師云々、

私云根本安置之像 大師御作朽損之間 建久年中當寺修理之時 運慶湛慶等新造之(略)

建久年中の修理と云ふのはかの文覺上人の勸進に依り行はれた東寺の堂舎佛像の修理事業であつて、佛像の修理は同八年より始めて九年に及んだものである。(註一)即之によつて見れば建長の末年に康運即定慶は兄湛慶及び四人の弟と共に父を助けて東寺南大門の金剛力士の造立に参加して居る事を知るのである。建長九年は仁治三年を五十九歳として逆算すると彼の十五歳の時にあたる。この時四人の弟が共に造像に従事せる事を考へれば之も亦不可解な事とすべきである。

以上の理由に依つて我々は此の銘記の示す彼の年齢が妥當を缺くことを認めねばならないのである。しからば進んで定慶の年代を、彼の造像銘を有する佛像や記録に散見する所より考證して之を明かにする事をなさねばならぬのであるがそれは今此の問題に直接關係がないからこゝで述べる事を止め、たゞ結論として彼の仁治三年に於ける年齢が六十五、六歳乃至七十歳であるべきである事を述べるに止める。他方彼の僧位を調べるに、貞應三年及び嘉祿二年の造像銘には肥後別當とあり、(註二)建長八年の記録には大佛師定慶法眼とあり、(註三)その間記録を缺くが丁度兩者の中間である仁治年間に法橋であつたと云ふ事は順當な事である。此の點は疑問はない。且又墨書の書跡及びその書かれてある位置より考へて此の疑問を銘記そのものに移す事は不當と考へる。然らば以上の矛盾を如何に解釋すべきであらうか。この解答も色々考へられぬ事もないではないが今は只、疑問を提出するに止めて置く事にし度し。

最後に此の像に關連するもので